



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロシア10月革命における出版規制政策の展開(1) —いわゆる「反革命新聞」の抑圧を中心に—
Author(s)	阿曾, 正浩; АСО, М а с а х и р о
Citation	北大法学論集, 41(2), 195-249
Issue Date	1990-12-14
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16767
Type	departmental bulletin paper
File Information	41(2)_p195-249.pdf



ロシア一〇月革命における出版規制政策の展開（一）

——いわゆる「反革命新聞」の抑圧を中心に——

目次

阿曾正浩

序章

第一節 課題

第二節 研究状況

第一章 一〇月革命前の「出版の自由」の理論と実際

第一節 一〇月革命前の出版レジーム

第二節 レーニンの「出版の自由」論

第三節 自由の制限の論理と革命の移行形態

第二章 「反革命新聞」に対する行政的規制

第一節 軍事革命委員会による出版規制

第二節 「出版に関する布告」と「出版問題についての決議」（以上本号）

第三節 出版規制に抵抗する印刷工

第四節 出版の物質的・技術的手段の規制

第五節 初期モスクワにおける出版規制

第三章 革命法廷による「司法的規制」の導入

第四章 行政的規制への再転換

終章

序章

第一節 課題

今日、社会主義をめぐる争点は、社会主義論を構成する主要カテゴリーのすべてに及んでいる。その中でも、政治的自由の問題はつねに議論の対象となり、とりわけ激しい争点の一つとなってきた。ソ連においてこの政治的自由がもつとも粗野な形で侵犯されたのが、スターリン時代である。そしてこのスターリン時代初期に成立したとされる「スターリン体制」は、ソ連

だけでなく、他の「現存社会主義国」（筆者は、これまで一般に社会主義国と呼ばれてきた国々を社会主義社会と規定すること

に疑問を持っているが、本稿では暫定的にこの語を用いておく）にも、一定の変容を受けながらも基本的には継承されてきた。また、「スターリン体制」の成立に寄与すると同時に、逆に「スターリン体制」の中から生み出されてきたイデオロギーでもある「スターリン主義」は、「現存社会主義国」だけでなく、社会主義を標榜する思想と運動にも大きな否定的影響を及ぼしてきたし、今も及ぼし続けている。

さて、この「スターリン主義」をソヴェト史の中に位置づける場合、レーニン時代とスターリン時代の連続性を重視する説（連続説）と、その転換を強調する説（転換説）がある。この連続説の一つの典型が、実はイデオロギー的には対立してきた二つの議論である。すなわち、これまで「現存社会主義国」で唯

一公認されてきた「マルクス・レーニン主義」論と、かつて欧米で支配的であった全体主義論である。たしかに、前者はソ連の歴史と現状を賛美し、後者はそれを罵倒してきたため、イデオロギー的には対極にあった。しかし、方法論では両者に共通点があった。それは、①スターリン時代の理論と体制の構造を一〇月革命の単線的な「発展」の産物とみなす点であり、②ソ連というすばらしい(あるいは恐ろしい)体制が成立したのは、正しい(あるいは誤った)理論に基づいているからであるという点である。すなわち、①スターリン時代をレーニン時代に還元し、②体制の是非の評価を理論の正誤に還元しているのである(二重の還元主義)。こうして連続説は、①「スターリン主義」を独自の歴史的対象と認めないだけでなく、②一方で理論の歴史的文脈を、他方で理論に還元できない制度固有の論理を軽視することになった。これに対して、転換説は、連続説の「二重の還元主義」に陥ることなく、まさに「スターリン主義」そのものを歴史の問題として提起することができた。したがって、筆者もこの説を重視したい。しかし、歴史における連続と転換は複雑であり、一義的に二者択一できるわけではない。したがって、転換説を前提としつつも、レーニン時代とスターリン時代の連続面を無視するわけにはいかない。この問題に関して、日

本のソ連研究者の間には大別すると二つの見解がみられる。⁽¹⁾この二つの見解は、党と国家の關係に着目している点では共通しているが、「スターリン体制」の起源をめぐっては視角を異にしている。

(一)「スターリン体制」の成立を「上からの革命」に求める見解。この代表的論者は浜内謙氏である。浜内氏は、「党と国家の『癒着』とその到達点としての党の『国家化』⁽²⁾」とを区別したうえで、「党と国家装置の癒着、ソヴィエトの無力化、『党体制の自由と弾力性』の毀損といった、のちに党機関の支配と党の『国家化』へと発展していった諸傾向が、一〇月革命後のかなり早い時期からみられたことは否定しえない事実である」⁽³⁾としながらも、これらはいくまでも「政治体制の頂部において既に行っていた変質の諸要素」であり、それを「ひとつの全体的構造へと凝固せしめるセメントの役割を果たした」⁽⁴⁾のが、一九二〇年代末の「上からの革命」であったとしている。⁽⁵⁾

一方、藤田勇氏は「今日のソビエト法の原型をなしているいわば『第一次的な構造』と、そのノーマルな作動の不可欠の構成要素ではなく、むしろそれに解体的に作用するような、その意味では異常な『第二次的形成果』とを区別して考察」⁽⁶⁾しており、「スターリン体制」という概念は用いていない。しかし、

藤田氏によると、三〇年代法体制の下での政治秩序は、この時期に一層強まる党と国家の癒着の構造を背後にもつが、「もとより党と国家の癒着の構造は、この時期に初めて形成されるわけではなく、それはある意味ではソビエト権力の成立のときに、少なくとも二〇年代初期の一党制の確立のときにさかのぼってその軌跡を辿るべきものである。けれども三〇年代に特徴的なことは……それが一層強まった、という点にあるのみではない。さらに重要なことは、それが集権的経済管理構造と一枚岩的な社会Ⅱ政治体制の成立を前提としている点である」として、構造的な原型をやはり三〇年代に求めている。さらにもつと端的に次のようにも述べている。「いわゆる『スターリン体制』というものを成立させてゆくプロセスについては連続を考えざるをえないのですが、この体制を再生産する基礎構造という面ではそれが確立するのは三〇年代で、これは二〇年代とは変わっているのではないか」。

(二)「スターリン体制」の成立の本質的要因を革命直後の比較的早い時期に求める見解。これに対して、石井規衛氏は、一〇月革命後に形成されていく政治秩序を「党Ⅱ『国家』体制」と特徴づけ、その最初の定式化を一九一九年三月の第八回共産党大会で採択された「組織問題決議」に求めている。⁸⁾ここで重

要なことは、「一党制」や「国家と党の癒着」の形成に果たした「内乱」の役割についての石井氏の評価である。浜内氏も藤田氏も、「一党制」や「党と国家の癒着」がボリシェヴィキの理念の実現ではなく、その理念からの全面的後退をよぎなくさせた内乱という否定的な状況の産物であったと考えている。しかし石井氏は、一九一九年三月までの「内乱」期が、右のような否定的な意義だけでなく、積極的な側面も持つていたと評価している。この積極的な側面とは、内乱が「新しい質を持つ国家社会の規範性を確立する上での重要な触媒」として作用したということである。したがって、「一党制」や「党と国家の癒着」を、内乱という「異常な状況下に生まれ、そして情性化したアブノーマルな現象とするよりも、ボリシェビキ政権にとつて本質的な意味を持つ政治秩序であった」と見ているのである。⁹⁾

また森下敏男氏も、レーニン時代とスターリン時代の連続性に着目している。すなわち、レーニン時代に形成されていく「初期ソビエト憲法学は、内戦とその後列強包囲下での困難な社会主義建設の過程で生じた民主主義の後退を、むしろ積極的に正当化するイデオロギーとしての機能を果たすことを余儀なくされた点においては、三〇年代の社会科学の大転換による一定の断絶を経てではあるが、その転換によって一層ドラスティッ

クに展開された反民主主義的なスターリン体制を用意することにもなったのであった⁽¹⁾としている。

もちろん、この二つの見解はまったく相容れないわけではない。(一)の論者も「スターリン体制」の本質的要因を革命直後に見出だすことができる⁽²⁾と認めているし、(二)の論者も「上からの革命」の歴史的位置づけを過小評価しているわけではない。それにもかかわらず、この二つの見解の間には、レーニン時代に形成された政治体制とそれを支えるイデオロギーが「スターリン体制」の成立の要因となったのかどうかをめぐって、評価に違いがある。この問題について塩川伸明氏は、「党Ⅱ国家体制」という構造については連続性を主張し、「党Ⅱ国家体制」と『社会』の関係については断絶を主張する⁽³⁾という仮設を提示しているが、その場合にも「党Ⅱ国家体制」構造の連続のなかにも変化の要素があり、「社会」の自立性の否認に関しても連続の要素を指摘することを忘れていない。このように問題は決して単純ではない。スターリン時代をレーニン時代に還元することも、レーニン時代をスターリン時代から免責することも、ともに単純な一面化なのである。とはいえ、これまでレーニン時代とスターリン時代の連続面に注目する議論は、ロシア・アナキズムや左翼エスエルが歴史の表舞台から消えていった後には、

二つの時代をともに賛美する「マルクス・レーニン主義」論かそれを全否定する全体主義論の専売特許の観があった。しかし、今日「スターリン主義」を独自の分析対象とする立場からこそ、この連続面の研究が必要なのではないだろうか。現在進行しているペレストロイカと一九八九年に東欧で起きた「民主主義革命」によつて、このことがよりいっそう重要になっていると思われる⁽⁴⁾。

以上の議論を、社会主義論の重大な争点の一つであり、「スターリン体制」の形成過程での重要な論点である政治的自由について、とくにこの政治的自由の実現にとつて重大な意義を持つ出版の自由について検討してみた場合、どうであろうか。言いかえれば、出版の自由を論点にすえて「スターリン体制」の形成過程を検討した場合、先ほどの連続と転換の議論はどのよう⁽⁵⁾に見えてくるであろうか。

そのためにはまず、ソ連の出版法制の形成と展開を簡単に見ておこう⁽⁶⁾。

(一)一〇月革命後、ソヴェト権力は、いわゆる「反ソヴェト出版物」の根絶に着手するとともに、新しいソヴェト出版レジームの創出に全力をあげていた。この時期は、階級敵に対しては出版の自由の手段を奪ってしまうと同時に、これによつて革命

主体の出版の自由を物質的に保障できると構想されていた。前者については本稿でくわしく論じるとして、後者については出版手段の物質的保障という観点が強調されていた。それは、一九一八年のロシア共和国憲法第一四条に端的に表明されていた。「自分の意見を表現する現実の自由を勤労者に保障するために、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国は、出版が資本に依存する状態をなくし、新聞・パンフレット・書物およびその他あらゆる出版物を出すために必要なすべての技術的・物質的手段を、労働者階級および貧農階級の手ゆだね、これらを全国に自由に配ることを保障する¹⁵⁾」。しかもこの物質的保障は、戦時共産主義の政策体系の下で、労働者と農民への紙の配分比率に階級的差別を設けることが想定されていた¹⁶⁾。

(2) ネット期になると、それまで禁止されていた私的出版が公認され、いわゆる「反ソヴェト出版物」を合法的に発行する可能性が生じてきた。そこでソヴェト権力は、こうした出版物を事前に規制するため、いわゆるグラブリット規程と呼ばれる「文献・出版事業総管理局規定」(一九二二年六月六日¹⁷⁾)を制定し、検閲制度を整備した¹⁸⁾。この規定によると、事前検閲の対象から除外されていたのは、①コミンテルン、党②国立出版所、政治教育管理局③全ロシア・ソヴェト中央執行委員会④科学ア

カデミー⑤官庁の各出版物である。これ以外の出版物はすべて検閲の対象となり、出版が禁止されていたのは、①ソヴェト権力に反対する扇動を含むもの②軍事機密をもちするもの③虚偽の伝達により世論を刺激するもの④民族主義的、宗教的狂信をおももの⑤猥褻性を帯びるものであった。

(3) 三〇年代にはいると、ネット期に部分的に許容されていた生産手段の私的所有がふたたび禁止され、私営出版所も消滅する。それゆえ、私営出版所の存在を前提に整備された検閲制度は不要になるはずであった。ところが実際には、検閲はさらに強化された。すなわち、新グラブリット規定¹⁹⁾「文献・出版事業総管理局およびその地方機関に関する規程」(一九三一年六月六日¹⁹⁾)は、旧規定に比べると、検閲対象を国立出版所と官庁の出版物にも広げ、しかも検閲により禁止されるものとして、「反ソヴェト」権力の宣伝、「反プロレタリア」独裁の扇動・宣伝を新たに付け加え、さらに軍事機密を国家機密にまで拡大した。また、「印刷業の開設手続きおよびその活動に対する監督ならびに印刷機械・活字・複写機の取得に関する決定」(一九三二年六月二六日²⁰⁾)により、印刷機械・活字・複写機の取得と保有については、国家機関・協同組合その他の社会団体のみ、許可制で認めることになった。その他一連の立法過程の後、い

わゆる「スターリン憲法」(一九三六年二月)が制定された。「出版の自由」については、第二二五条で「勤労者の利益にしたがい、社会主義体制を強化する目的で、ソ連市民は、法律により」保障されるとされた。⁽²¹⁾これは、一八年憲法に比べると、権利の主体を労働者・農民から市民一般へと拡大したにもかかわらず、権利を「勤労者の利益にしたがい、社会主義体制を強化する目的で」行使しなければならないという「体制的制約原理」の導入によつて、実質的には「出版の自由」をよりいっそう制限するものとなった。

(4)スターリン批判以後、出版法制にも変化が見られた。重要なのは、「出版国家委員会規程」(一九六四年九月二日)⁽²²⁾である。これによれば、出版国家委員会の任務のうち政治的に重要なのは、出版・印刷・書籍販売の分野における党と政府の決定の遂行に関する統制を行ない、出版における軍事国家機密を保護することであった。さらに委員会の権限として、①出版不許可の団体・施設の出版活動の禁止②印刷企業の開設の許可③省庁その他社会団体からの情報収集④国内のすべての出版物の見本刷りの受領などがあつた。これによつて、以前のような個人的な検閲基準が消え、かわつて党と政府の政策というもつと抽象的なものが事前規制の一般的基準とされた。さらに一九六

六年には、出版国家委員会から独立して、連邦閣僚会議の下に創設された「出版国家機密保護総管理局」が個別の事前検閲を行なうようになった。⁽²³⁾また、刑法典にも変化が見られた。まず、ロシア共和国刑法(一九六〇年)において、「反ソ」扇動・宣伝罪(第七〇条)、戦争宣伝罪(第七一条)、ポルノグラフィの製造・販売の罪(第二二八条)が定められた。⁽²⁴⁾一九六六年には、刑法典の追加条項として、ソビエト国家・社会体制への故意のデマ流布の罪(第一九〇条の一)、社会秩序を侵害する集団行動の組織または参加の罪(第一九〇条の三)が加えられた。⁽²⁵⁾

(5)七〇年代からペレストロイカ以前まで、出版法制に大きな変化はない。すなわち、「出版・印刷および書籍販売事業に関する国家委員会規程」(一九七三年一〇月一九日)⁽²⁶⁾によつて設置された国家委員会を頂点にして、規制メカニズムは維持されてきた。

(6)ペレストロイカの下で出版法制にもようやく大きな変化が見られるようになってきた。まず、ロシア共和国刑法第一九〇条の一が削除され、第七〇条も改正された。⁽²⁷⁾さらに、ソ連最高会議は、「反ソ」扇動・宣伝罪を規定していた国家犯罪刑事責任法第七条を全文改正した。⁽²⁸⁾最も重要なのは、新たに制定された「新聞雑誌その他のマスメディア法」である。⁽²⁹⁾これによつ

て、検閲が禁止され、個々の市民も出版所を設立できるようになり、ロシア一〇月革命以後初めてこの国に出版の自由が実現される可能性が生まれた。しかし他方で、このマスメディア法の執行に重大な制限を加えようとする動きも強まっており、事態はいまだ流動的である。

以上が、ソヴェト出版法史の概略である。それでは、一〇月革命期に形成された出版レジームとそのイデオロギーは、後のソヴェト出版史にどのような影響を与えたのであろうか。何が継承され、何が変容し、何が克服されたのであろうか。そしてこの時期の出版レジームとそのイデオロギーが「スターリン体制」の形成とどのような関係にあるのであろうか。しかし、いまこの問題に一定の回答を与えるだけの準備は筆者にはない。

そこで、この問題の解明への第一歩として、一〇月革命期のソヴェト権力が、いわゆる「反革命新聞」に対してどのような出版規制政策をとっていたのかを、できるだけ具体的に明らかにすることから着手したい。これが本稿の課題である。

さて、本稿で筆者は、「出版の絶対的自由」の立場からポリシェヴィキの出版規制政策を批判したり、当時の厳しい情勢の下でも出版規制政策を回避しえたことを「論証」したり、思想には思想でもって闘うべきだという別の選択の可能性を提示するわ

けではない。言いかえれば、本稿は、一〇月革命の具体的状況の下での出版規制政策の歴史的正当性の是非を直、接論じるわけではない。それよりも、この政策を歴史的所与として受け止め、それによってソヴェト社会が抱え込んだ「負の遺産」を究明することの方が生産的であろう。そして、この解明を経て初めて、革命・内戦期の出版規制政策の歴史的評価が可能になると思われる。

ところで、革命期のソヴェト権力は、出版政策として二つの課題を抱えていた。第一の課題は「反革命出版物」の抑圧であり、第二の課題はソヴェト出版レジームの創出であった。本稿は第一の課題をまず対象にするわけであるが、それは次の二つの理由による。①新しいソヴェト出版レジームの創出のために、出版の物質的・技術的手段（印刷用紙、印刷機、印刷所、出版所など）が必要であった。しかし、革命期にこれらを新たに生産するのは、きわめて困難であった。そこでソヴェト権力は、いわゆる「反革命的な」印刷所や出版所を接收し、それをソヴェト権力の側に再配分した。したがって、ソヴェト出版レジームの創出のためにも「反革命出版物」の抑圧が不可欠だったのであり、第一の課題は第二の課題の前提だったのである。②第一の課題と第二の課題はその指導原理が異なっているはず、

である。前者は敵の抑圧であり、後者は味方の組織だからである。革命期に形成された出版レジームは、ネップ期になって検閲制度が整備され、三〇年代にそれが強化され、一定の変容を受けながらもつい最近まで継承されてきた。ここで革命期の敵の抑圧の論理が、「負の遺産」としてその後の出版レジームの形成に影響を及ぼしていないだろうか。言いかえれば、第一の課題の指導原理が第二の課題の遂行にとって否定的な影響を与えていないであろうか。これをいざれ説明するためにも、まず第一の課題の検討からはじめなければならない。

革命期のソヴェト権力は、「反革命新聞」を抑圧する際、当初から予定していた出版規制の理念を何の支障もなく着々と実現していったわけではない。そこには、当然規制する側の模索と規制される側の抵抗があった。いわゆる「ブルジョア政党」はもちろんのこと、エスエルやメンシェヴィキも、ボリシェヴィキの出版規制に反対していた。また、この出版規制政策の形成過程で、ボリシェヴィキと一時連立政権を担ったエスエル左派（左翼エスエル）⁽²⁾やボリシェヴィキ内の一部も抵抗した。こうした諸党派の争いの中から、革命期ソヴェト権力の出版規制政策が形成されていったのである。この点に留意しつつ、本稿では次の論点の解明に努めるつもりである。①どの時期に、どのよ

うな出版規制の方法がとられたのか、行政的規制だけが行なわれていたのか、それとも司法的規制が試みられていたのかを明らかにする。②出版規制政策の地域的差異の一端を明らかにするため、ペトログラードとモスクワを比較検討する。そのため、遷都前のモスクワは別に取り扱う。③新聞の政治的傾向によって出版規制の対応に違いがあったのか、いわゆる「ブルジョア新聞」と「小ブルジョア新聞」との間に出版規制政策の違いがあったのかという点を明らかにする。④出版規制の方法に違いがあるとすれば、その背景には何があったのか。これを出版規制政策の形成を直接担ったボリシェヴィキと左翼エスエルの「出版の自由」論に注目し、さらに両党派の革命観の違いにも言及して、検討したい。

(1) 塩川伸明「ソヴェト史における党・国家・社会」浜内謙Ⅱ

荒田洋編『スターリン時代の国家と社会(ソビエト史研究 会報告第2集)』(木鐸社・一九八四年) 三一—三二頁。

(2) 浜内謙『現代社会主義の省察』(岩波書店・一九七八年) 二九八頁。

(3) 同前二六〇頁。

(4) 同前二六九頁。

- (5) 藤田勇『概説ソビエト法』（東京大学出版会・一九八六年）三五頁。
- (6) 同前四〇頁。
- (7) シンポジウム「スターリン主義の検討(2)」、『現代と思想』第三号（一九八七年）一六四頁。
- (8) 石井規衛『革命ロシアにおける党Ⅱ「国家」体制の成立』『社会運動史』第九号（一九八一年）二二頁。
- (9) 深内・前掲書（注2）七二頁。「ポリシエヴィキの一派支配がコンミュン国家の理念の方向においてではなく、理念からの全面的後退を余儀なくされた状況の産物であった」（傍点は引用者）。藤田勇『ソ連における自由権思想の史的展開』藤田勇編『社会主義と自由権』（法律文化社・一九八四年）九頁。「ソビエト権力樹立が宣言された一〇月二五日以降の政治対決の激しさは、ソビエト権力をして反革命の言論を封ずる行政措置をよぎなくさせ、さらに人身の自由の制限措置Ⅱ「テロル」・「大量テロル」を公然と認めることをよぎなくさせる」（傍点は引用者）。
- (10) 石井規衛『現代社会主義の省察』を讀んで、『現代史研究』第二九号（一九七九年）一〇六頁。
- (11) 森下敏男『左翼社会革命党の憲法理論』社会主義法研究会編『社会主義国における自然保護と資源利用（社会主義法研究年報No.3）』（法律文化社・一九七五年）一六〇頁。
- (12) 塩川・前掲論文（注1）二三頁。
- (13) 最近のソ連におけるレーニン評価の再検討の議論については、塩川伸明「一九三〇年代体制とペレストロイカ」『ロシア史研究』第四七号（一九八九年）六三—六四頁、同「スターリズムの根源をめぐる最近の論争」、『国家学会雑誌』第一〇三卷第七・八号（一九九〇年）を参照。また、一九八九年の「東欧民主主義革命」が「レーニン批判」を求めているという主張については、加藤哲郎『東欧革命と社会主義』（花伝社・一九九〇年）を参照。
- (14) 以下の(1)から(5)までは、竹森正孝「表現の自由——その1 出版・芸術表現の自由」藤田勇編『社会主義と自由権』（法律文化社・一九八四年）一〇七—一二七頁を参照させていただいた。
- (15) CV PCΦCP, 1918, No.51, cr.582. 邦訳、ノーボスチ通信社編（稲子恒夫訳）『新ソ連憲法資料集』（ありえす書房・一九八六年）五三頁。
- (16) *Державу Советской власти*, т. 4, М, 1968, с. 640-642.
- (17) CV PCΦCP, 1922, No.40, cr.461.

- (18) 竹森正孝氏は、「この規程は、私営、協同組合企業の出
版および労働組合の出版にかんして、新たに政治的、イデ
オロギー的な検閲を任務とする制度を導入した」(太字は
引用者)としている(竹森・前掲論文(注14)一一二頁)
が、検閲はもともと以前からあったという指摘もある。シャ
ルル・ペトレーム(高橋武智)天羽均、杉村昌昭訳『ソ
連の階級闘争 一九一七—一九二三』(第三書館・一九八
七年、原書は一九七四年発行)一九八、二〇三頁。
- История книги в СССР. 1917-1921. т. 2. М., 1985, с.110-111.* この点は、別稿で検討した。
- (19) СУ РСФСР, 1931, No.31, ст.273.
- (20) СУ РСФСР, 1932, No.64, ст.288.
- (21) *Сборник Законов СССР. 1938-1975. т.1. М., 1975, с.21.*
邦訳、ノーボスチ通信社編・前掲書(注15)一一一頁。
- (22) СП СССР, 1964, No.18, ст.117.
- (23) 参照、藤田勇『社会主義社会論』(東京大学出版会・一
九八〇年)一九六頁。
- (24) *Ведомости Верховного Совета РСФСР*, 1960, No.40,
ст.591.
- (25) *Ведомости Верховного Совета РСФСР*, 1966, No.38,
ст.1038.
- (26) СП СССР, 1973, No.23, ст.130.
- (27) *Ведомости Верховного Совета РСФСР*, 1989, No.16,
ст.397; там же, No.37, ст.1074.
- (28) *Ведомости Верховного Совета СССР*, 1989, No.15, ст.
106; *Ведомости Съезда народных депутатов СССР и
Верховного Совета СССР*, No.6, ст.203.『社会主義法の
動き』第一七号(一九八九年)三頁(稲子恒夫執筆)。
- (29) *Известия*, 20 июня 1990. 拙稿『季刊・窓』第八号参照。
- (30) 一九九一年一月二六日、ソ連最高会議でゴルバチョフ大
統領は、バルト情勢をめぐる報道の「偏向」を理由に、一
時的にマスメディア法の執行を停止することを提案した。
これに対して、代議員から強い反発が出たため、この提案
は取り下げられた。結局、最高会議は、同幹部会とグラス
ノスチ・権利・市民の請願委員会に、「新聞・雑誌、ラジオ・
テレビ放送での国内の事件の客観的な報道を確保するた
めの措置を立案するように委ねる決議を、圧倒的多数で可
決した。『Известия』, 17 января 1991. この問題について日
本の新聞の中には、「新聞法」の効力停止が決議されたと
か、報道の客観性の判断をグラスノスチ委員会に委任する

ことを決定したと報道したのもあったが、いずれも正確ではない。また、この決議自体が、ただちに検閲の復活を決定したわけでもない。しかし、事態の推移によつては、その可能性も否定できない。いずれにしろ、現在のソ連の「出版の自由」はいまだ脆弱である。

(31) 本稿は、一九八七年一月に提出した修士論文に若干の加筆・修正をしたものである。当初の予定では、前述の「第二の課題」の検討を含めたうえで、一本の論文として発表するつもりであった。しかし、ソ連でのペレストロイカの進展や一九八九年の東欧での「民主主義革命」において、「スターリン主義批判」から「レーニン主義批判」へと論点が移行していることを考慮して、独自に発表することにした。したがって、「第二の課題」については別稿で論じる予定である。

(32) 左翼エスエル党は、一九一七年一月一九日―二八日の党創立大会でエスエル党から完全に分離し、独自の党として結成された。本稿では、結党前までをエスエル左派、結党後を左翼エスエルと呼ぶことにする。

第二節 研究状況

(一) ソ連

「反革命新聞」の抑圧に関する研究は一九二〇年代から始められていたが、この時期の研究には、まとまった著作はなく、パンフレットや論文の形で出されたものが若干あるにすぎない。その中で注目すべきものは、M・シェルクーノフの論文である¹⁾。彼は、一〇月革命後五年間の出版法制の展開を四つの時期に分けて各時期の特徴を描いている。その後、三〇年代から四〇年代の終わりまで研究は中断する。これは、スターリン体制の下でのテーマの重要性に対する過小評価と資料的制約によるものだったと思われる。

ところが、スターリン批判後から六〇年代には研究が再開する。たとえば、C・スミルノフ²⁾は、多くの新しい資料を利用して、歴史学の文献では初めて「ブルジョア新聞」と「小ブルジョア新聞」に対する革命的抑圧のプロセスを本格的に研究した。また、A・A・ゴンチャロフ³⁾は、革命後一年足らずの間に閉鎖された新聞について、初めて統計的な整理を試みた。その他の研究としては、革命期の同時代人であったヨ・A・フィンの回想録⁴⁾が、当時の具体的実状の一端を示していて興味深い。

以上の研究の成果の上に立った、もつとも詳細でもつとも包括的な研究が、A・3・オコロコフの著書である。これがソ連におけるこの分野での到達点を示すものといつてよい。本稿も歴史的事実に関してはこれに多くを負っている。この著書は、

一〇月革命前の各新聞の発行状況を述べた後、革命後のソヴェト権力の出版規制政策を追跡している。そこでは、重要な法令の成立とその実施状況、それに対する反対派の抵抗が述べられ、「反革命新聞」の根絶が歴史的に不可避であったと結論づけられている。この著書の価値は実証性にある。巻末の一九一七年一〇月二五日から一九一八年九月までにソヴェト権力によって閉鎖された「ブルジョア新聞」と「小ブルジョア新聞」の一覧表も有益である。しかし、この著書は、どのような発言をしたどのような新聞が「反革命新聞」とされ、抑圧されたのかを意識的に明らかにしているわけではない。あれこれの新聞は、ソヴェト権力によって「反革命的」と判断されたために抑圧されたはずであるにもかかわらず、彼はその「反革命性」を吟味しないまま、まるで抑圧されたために「反革命的」であったかのように解釈している。ここには事実と評価の転倒が見られる。しかも彼は、「反革命的」「反ソヴェト的」「反ボリシエヴィキ的」という語を同義のものとして使っている。ここには、ボリシエ

ヴィキ以外がすべて「反革命的」であるとする旧来のソ連の公式の歴史観が見られる。これらの点が本書の限界と言わなければならぬ。

その後は、オコロコフの著書のようにまとまった研究はなく、問題別の個別研究が出ている。

(二) 欧米

欧米での研究は、その研究の発表当時のソ連の出版事情に関心があり、革命直後の歴史研究はきわめて少ない。その中ではとんど唯一の研究が、C・S・サンプソンの博士論文である。

この研究は、レーニン時代に出版に対する党の統制が確立したという観点から、初期ソヴェトの出版制度を跡づけたものである。次の指摘は、彼のこの問題に対するアプローチの特徴をよく示している。「ソヴェト・プレスの初期の歴史が、あらかじめ定められた計画の方針に沿って無慈悲に展開したレーニンとスターリンの産物ではなく、実験と危機の産物であり、ソヴェト歴史学が指摘するほどそこでは党が統制していたわけではなかった」⁷。この研究は、第一節で述べた初期ソヴェト権力の出版に関する二つの課題のうち、主に第二の課題(新しいソヴェト出版レジームの創出)の研究にとって重要であるが、この論文の第二章第一節で「反対派プレスの抑圧」についても言及して

いる。「現存する非ポリシエヴィキ党新聞の抑圧は、一九一七年一〇(一一)月に軍事革命委員会によるペトログラードの新聞の閉鎖で始まり、出版に関する布告によって制度化された出来事の連鎖の論理的帰結にすぎなかった。一九一八年春までの様々な非ポリシエヴィキ党プレスを取り扱う無計画で不確定な方法は、決して満足いくものにはなりえなかった。七月のエセル左派の反乱は、すでに始まっていたプロセスを早めたにすぎず、そのグループが政府に参加していたため許容されていた非ポリシエヴィキ党プレスの別の部分を、無慈悲に取り扱う機会をもたらしにすぎなかった」。これは先の彼自身の指摘と矛盾するようにも読めるが、実は彼は、ポリシエヴィキが非ポリシエヴィキ党プレスの抑圧に関しては首尾一貫して抑圧の方針をとったが、ソヴェト出版レジームの創出に関しては試行錯誤をしたと解釈しているのである。しかし、前者についてもポリシエヴィキは他党派との闘争の過程で試行錯誤したことは、本稿で明らかにされるであろう。また、彼はポリシエヴィキを抽象的な党としてしかとらえておらず、党内の対立やソヴェト権力諸機関の間の対立には十分目くばりしていない。

次に重要なのは、C・ベトレームの『ソ連の階級闘争 一九一七—一九二三』である。この本は、一〇月革命後のソ連にも

「階級闘争」が継続していたという観点から、新たに権力を握った官僚機構が「国家ブルジョアジー」(後に「党ブルジョアジー」という表現に修正される)として成長していく過程を実証しようとして試みたものである。この本の中で「ブルジョア・小ブルジョア諸党及び新聞の排除過程」が検討されている。それによると、ソヴェト政府は「ブルジョア新聞」に対しては弾圧手段を講じるべきだとしたが、「小ブルジョア新聞」はイデオロギー闘争の対象とみなして両者を区別していた。もつとも、「ブルジョア新聞」に対しても、当初は実質的に寛容な態度を示していたが、それらが公然と「反革命」の方向へ向かったため、ネップ初期までに全滅させられた。一方、「小ブルジョア新聞」に対しては、当初は画一的な取扱いをしていなかったが、これもネップ初期までに弾圧が強化されていった。その理由は、「小ブルジョア新聞」自体が「革命的活動」を始めたことにあると同時に、ポリシエヴィキがイデオロギー闘争に重点を置くよりもむしろ弾圧機構の発動を好んだことにもよるとしている。こうして非ポリシエヴィキ諸党とその新聞が消滅していったことは、ポリシエヴィキにとってイデオロギー闘争を行なう必要がなくなつたため、否定的な影響をもたらしたと指摘している。すなわち、もしこれら諸党が存在し続けていたなら、「ポリシエヴィキ党は

イデオロギー闘争を行って彼らの批判に答えねばならず、それは革命的マルクス主義の発展を助けたことだろう」というわけである。⁹⁾この本は、ソヴェト権力による出版規制政策を直接のテーマにしているわけではないので、実証的にも理論的にも十分深められているわけではない。しかし、その中でもいくつかの重要な指摘がなされている。第一は、初期ソヴェト権力が、「ブルジョア新聞」と「小ブルジョア新聞」に対して異なつた政策をとっていたことを明確に指摘している点である。ソ連の研究ではこの点がいまいにされ、二つの新聞が「反革命新聞」「反ソヴェト新聞」として一括して処理されることが多い。第二は、非ポリシエヴィキ新聞が消滅していった理由を、主として非ポリシエヴィキ諸党の「反革命的活動」にあるとしながらも、同時にポリシエヴィキの政策上の問題にも言及していることである。この点も、ソ連の研究にはまったく見られない指摘であり、重要である。第三は、非ポリシエヴィキ諸党とその新聞の消滅が、かえってポリシエヴィキ自身とソヴェト体制に否定的影響をもたらしたという点である。これは、ポリシエヴィキの勝利における敗北、すなわち「一党制の負の弁証法」とも言うべきものであり、示唆的な指摘である。

その他には、レーニンの「出版の自由」論と革命期のポリシエ

ヴィキの抑圧的措置の文化的起源をロシア文化の伝統に見出だそうとする、P・ケネツツの論文がある。¹⁰⁾彼は、レーニン時代の出版規制について次のように述べている。「おそらくもし、革命家たちがレーニン主義的な方法を否定していたならば、体制はあまり長く続かなかつただろう。一九一七年の二月から七月の間に起きた諸事件は、ロシアがリベラルな原理にしたがつて管理されることは不可能であるということを証明した。この教訓を拒否する者は、破滅へと運命づけられた。結局、レーニンは正しかつた。新しいレジームは、批判の自由を許容することもできなかつたし、テロリストの方法を否認することもできなかつた」。¹¹⁾結局彼は、十分な論証もなく、歴史的事実を追認しているにすぎない。この歴史観は、次にとりあげる藤田勇氏の研究と共通する問題があると思われる。

(二) 日本

まず、わが国でこのテーマの先駆的な研究として位置づけられるのは、①藤田勇「ロシア革命と基本的人権」¹²⁾である。この論文の考察の主眼は、「人権カテゴリーの歴史的性格をプロレタリア革命の地点から逆照する素材をロシアにおける一〇月革命の経験に即して提出してみることに」¹³⁾にある。その際、藤田氏は、自らが人権の揚棄の一段階と想定する「人権の否定とプロレタ

リアートの階級的、権利の確立」(傍点は原著者、断りが無い場合は以下同じ)の過程に焦点を絞り、この過程の考察の一論点として「表現の自由」をとりあげている。そこでは、一〇月革命直後の出版規制からネツプ初期の検閲制度までの主要な法制度の展開を追ったうえで、「この過程は、『人間性』に発する抽象的原理としての『表現の自由』の否定のプロセスであった」としている。藤田氏が革命期のボリシェヴィキの出版規制政策について直接評価している叙述は見当らない。しかし、藤田氏は、ローザ・ルクセンブルクがボリシェヴィキの自由制限を批判したことについて次のように述べている。「ロシア革命の経験⁽¹⁵⁾を絶対化する立論にたいしてはそれは有効な批判視点になりうるにしても、ロシア革命の具体的プロセスを考慮したばあい、エセルらの主張とおなじレヴェルのもとしかならない」⁽¹⁵⁾。これは、「ロシア革命の具体的プロセスを考慮したばあい」には、ボリシェヴィキの出版規制政策を肯定的に評価できることを意味しているといつてよい(この評価は後出の⑦でもっと明確にされる)。

さて、ここで「ロシア革命の具体的プロセス」を考慮するという点について三つの問題を指摘しておきたい。第一に、この論文は、社会主義と基本的人権との関係を理論化する際、「ロシ

ア革命の具体的プロセス」に即しすぎているのではないかという点である。一方で藤田氏は、ロシア革命期の自由権の展開が「すぐれて歴史的なものである」と相対化し、「出版の自由についてロシア革命のさいにみられたようなプロレタリア独裁の実現形態は、他の社会主義諸国の経験ではみられないといつてよい⁽¹⁶⁾」と述べている。しかし他方で、人権と社会主義との関係について、「A身分的特権↓人権(ブルジョア民主主義革命)、B人権の揚棄——(a)人権の否定とプロレタリアートの階級的、権利の確立(プロレタリア革命、過渡期)、(b)プロレタリアートの階級的権利↓社会主義社会の市民の権利、(c)社会主義社会の市民の権利↓権利範疇の死滅という歴史的コースが一般に想定される⁽¹⁷⁾」とも指摘している。藤田氏は、実はここでロシア一〇月革命の歴史的経験をそのままモデル化し、人権揚棄の一般的コースの中に理論的に組み込んでるのである(もつともこの点は、後に藤田氏自身が修正していると思われるが)。⁽¹⁸⁾

第二は、「ロシア革命の具体的プロセス」を分析する方法の特徴についてである。藤田氏は歴史を分析する場合、歴史に内在する客観的論理を基礎にすることを強調している。論文①と同じ年に発表した「ロシア革命における国家と法」のむすびで、次のように述べていた。「問題は、したがって、革命の具体的状

況への緊張にみちた対応のなかでのプロレタリア革命の遂行形態の実践的選択プロセスを、そこに働いている客観的論理の析出という視角から歴史的に分析する点にあるのであって、諸構想の現実との距離を確認したり、それらの「妥当性」を比較したりする点にあるのではない。右の客観的論理の歴史的分析によつてはじめて、諸構想とそのなかでの実践的選択の今日的意味も明らかに¹⁹⁾なる(傍点は引用者)。この「客観的論理」は、当時の客観的具体的条件を明らかにしたうえで、複数の選択肢のうちでなぜ一つの選択肢が選ばとられたのかという歴史の因果関係を説明する論理である。しかし、他方でこの「客観的論理」を捨象した普遍的な理念によつて、歴史における実践的選択を評価するという方法(仮にこれを「理念的批判」の方法と呼んでおく)もあり、これにもそれなりの意義はある。とくに、スターリン時代を含めたソヴェト史が全面的に正当化され、礼賛さえされていたことに対して、この「理念的批判」の方法は一定の有効性を持ちうる。しかし、この方法では歴史的具体的条件を留保するわけであるから、極端な場合には歴史を外在的に非難するだけで、単なる道徳的憤慨に終わるおそれもある。これに対して、藤田氏の「客観的論理」の方法は、歴史を内在的に理解することができるのである(もちろん歴史を内在的に

理解するということは、ただちにこの歴史を肯定的に評価するということにはならない)。また、歴史的根拠を示すことなく、「あの時は別の選択をすべきだった」という視点から歴史を再評価する方法(E・H・カーはこれを思想上の「未練」学派と呼んでいる。または「残念史観」と呼んでもよい。ロイ・メドヴェーデフの「選択肢的方法」はこれとは違う)も、「理念的批判」の方法と同じ意義と同時に限界も持っている。この歴史認識に対しても、「客観的論理」の方法は優位性を誇ることができるのである。しかし、「客観的論理」の方法はあくまでも歴史を説明する論理であつて、歴史を評価する基準そのものではない。したがつて、「客観的論理」の方法だけでは、まだ歴史を肯定することも否定することもできないはずである。にもかかわらず、藤田氏は革命期のボリシェヴィキの出版規制政策を肯定的に評価しているのである。ここに問題がある。

藤田氏は、これを肯定的に評価する際、ボリシェヴィキが出版規制せざるをえなかつた客観的具体的諸条件——暴力革命とそれに続く激しい内戦・国際干渉というソヴェト権力にとつてきわめて厳しい情勢——を念頭に置いていられると思われ。そして、この客観的具体的諸条件の下での実践的選択のプロセスを、そこに働いている「客観的論理」で説明しようとしている

のである。しかし、いくら情勢がソヴェト権力の維持にとって厳しいものであるという事実を示したところで、それがただちにポリシェヴィキの出版規制政策を肯定することにはならないのではないか。この方法でポリシェヴィキの出版規制政策を肯定するとすれば、それ以外の選択肢が一〇月革命の具体的条件の下ではなかったということ。「論証」すること、すなわち、

もし当時「出版の無制限の自由」を守っていたならば、ソヴェト権力は崩壊したであろうということを「実証」するしかないであろう。しかし、これは、もし当時「出版の無制限の自由」を守っていてもソヴェト権力は維持できたであろうということ。「実証」することができないのと同じように不可能であろう。

それでは、ポリシェヴィキの出版規制政策の歴史的意義を明らかにするためにどのようなアプローチをとればよいのだろうか。それは、ポリシェヴィキによって選ばれた選択(出版規制)が、その後のソヴェト社会の「出版の自由」にどのような影響を与えたのかということを明らかにすることである。

もし、革命期の出版規制政策が後のソヴェト社会に自由の制限をもたらした要因だということが論証できれば、革命期の出版規制政策の歴史的評価はおのずと否定的なものならざるをえない。ところが藤田氏は、この方法はとらずに、革命期のポリ

シェヴィキの出版規制政策を肯定しているのである。では、藤田氏は「客観的論理」以外に別の評価基準を持っているのだろうか。それを明示したものは論文①からは読み取れない。とすれば、そもそも「客観的論理」の方法自体に評価の基準が隠されていたのではないだろうか。

そこで第三に、この「客観的論理」の方法が持つ限界について指摘しておきたい。この方法では、個人の主体的責任の問題はどのように位置づけられるのであろうか。言うまでもなく、歴史は具体的な個々の人間が創造するものであり、そこには当然個々人の意思が媒介されている。とくに革命という歴史の危機的状況では、革命のリーダーの主体的判断が客観的状況を大きく左右することになる。もちろん、彼は客観的状況を考慮したうえで判断し、実践する。しかしその際、彼は自らの実践的選択に働く「客観的論理」をあらかじめ正しく認識し、それにしたがって選択するわけではない。もしそうであれば、彼の個人的責任は生じる余地がないことになる。この問題について、藤田氏自身がある座談会で言及している。すなわち、一九八三年にユーゴスラヴィアで開かれた「世界の社会主義」という国際会議において、ある報告者が社会主義変革のリーダーの行動によって体制がどうつくられていくかという視角を提起したの

に対して、藤田氏は、これも客観的な過程・構造の問題として分析することができるにとらえたうえで、次のように述べている。「必ずしもそういうことでない主体的なもののとりあげ方、たとえば個人の責任の問題の追求といったこともあると思いがすが、そこには私としてはいかないのですね……ただ自分が客観的な構造のほうに常に著しく傾くという感じは依然としてあるんですね」。

なぜ藤田氏は、常に客観的な構造を問題にしても、個人の主体的責任を問題にしないのだろうか。これは研究者の好みの問題ではなく、藤田氏の方法論に由来していると思われる。つまり、藤田氏の場合、実践的選択をした個人の主体的責任の問題は結局そこに働く「客観的論理」に解消されてしまっているのではないか。このような独特の意味を持つ「客観的論理」の下では、そのように選択したという単なる事実が、そのように選択した個人の意思にかかわらず、つまり誰であってもそう選択せざるをえなかったという必然性として説明されているのではないか(この必然性を法則性にまで「高める」のが、「スターリン主義」の特徴であろう)。ここには人間不在の歴史過程だけが残ることになる。藤田氏は、「客観的論理」を媒介することによって、革命期のポリシエヴィキの出版規制政策を選択せざるをえなかったやむをえない措置と解釈し直して、

正当化しているのではないだろうか。もしそうであれば、歴史を説明する論理が、歴史を正当化する論理に転換していることになる。ここに、藤田氏の「客観的論理」がそれ自体としては歴史の評価の基準ではないにもかかわらず、そうなってしまう論理的根拠があると思われる。

さて、こうした藤田氏の方法とは違った視角から、革命期の出版問題を取り上げたのが、②森下敏男「左翼社会革命党の憲法理論」である。この論文は、初期ソヴェト憲法学のアンチ・テーゼとして、一〇月革命後切り捨てられていった左翼エスエルの憲法理論に光を当てたものである。ここでは、左翼エスエルの憲法理論を紹介・検討しながら、レーニン時代の「民主主義の後退」とそれを正当化した初期ソヴェト法学について、重要な問題提起をしている。「我々は、革命後の社会主義的民主主義の後退を示す諸事例を、とりわけレーニン時代について、あまりに安易に、非常事態下のやむをえない措置として片付ける傾向がありはしないだろうか。もちろん筆者は、それらが回避しえたと言っているわけではない。やむをえない措置であったか否かという問題は、それが学問的に答えうるものか否かを含めて、ここでは保留せざるをえないが、しかし、やむをえないことが論証されたからといって問題が片付くわけではない。む

しろそこから問題が始まるのである」⁽²³⁾。これは名指しこそしていないが、さきに述べた藤田説に対する事実上の批判ではないだろうか。藤田氏は革命後の社会主義的民主主義の「後退」を示す事例（たとえば出版規制）を非常事態下のやむをえない措置として正当化しているのに対して、森下氏はポリシエヴィキの出版規制政策の適否を直接問題にするのではなく、その先に問題を設定している。続けて森下氏は言う。「やむをえないとして背負いこまれた負の遺産の蓄積のなかに、スターリン体制は準備されたのではないか。その負の遺産としての自覚こそが必要であり、その緊張関係を内在化し、持続させることが必要だったのでないか。とりわけ、社会主義的民主主義に対する否定的現象が単に必要悪としてではなく、むしろ当然の革命的措置として容認されていたとすれば、その必要性は一層強調されなければならない」⁽²⁴⁾。もちろん森下氏は、ここで一〇月革命を全否定しているわけではない。そうではなく、革命後の社会主義的民主主義の後退という負の遺産を所与の事実として受けとめながら、それが後のソヴェト史に与えた影響を説明すべきだと主張しているのである。彼はさらに、ソヴェト研究者の研究態度についても重要な問題提起をしている。「革命家は『やむをえない措置』をとらざるをえないかもしれない。あるいはそれを、政

治操作の観点からは、当然の積極的措置として弁明せざるをえないかもしれない。しかし社会科学者がそれと同じことをしていたのでは、その任務を果たすことにはならないのではないか。彼は政治的配慮を越えて真相を見なければならず、やむをえない措置なるものによつて、一体何がもたらされ、何が失われたかを明らかにしなければならないのではないか」⁽²⁵⁾。

この初期ソヴェト憲法学を本格的に論じたものが、③森下敏男「初期ソビエトにおける憲法理論の展開」⁽²⁶⁾である。これは、初期ソヴェト憲法理論の展開を主要な概念ごとに整理し検討したものであるが、その中で「言論の自由」も取り上げられている。それによると、出版規制の強化の過程で、ポリシエヴィキの中に、一方で味方の勝利は善だが敵の勝利は悪であるという「相對主義的な思想」が定着すると同時に、他方で「絶対主義的な価値観」の下で主観的な善と客観的な善が統一されていたというのである。それゆえ、言論に対する規制の論理は、「もはや敵対階級に対する言論規制の論理であるにとどまらず、勤労者階級内部においても思想の自由市場を認めることはできなくなる」⁽²⁷⁾。そして、「このような論理の行きつくところは結局思想の固定化にはかならない」⁽²⁸⁾。したがって、初期ソヴェト憲法が考える「言論の自由」とは、「国家権力による上からの情報・宣伝活

動」。「公定」の思想による大衆の啓蒙」だったと結論づけている。この指摘は、藤田説にとってきわめて重要な意味を持つ。ここで森下氏は藤田氏を直接批判しているわけでもなければ、両者が同じ論点をめぐって論争しているわけでもない。すなわち、ポリシエヴィキが出版規制をせざるをえなかった歴史的具体的状況を強調すること(藤田説)と、この出版規制が「スターリン体制」を準備した一因であると指摘すること(森下説)とは、相容れないわけではない。というよりも論理的には別の事柄である。しかし、前者がポリシエヴィキの出版規制を正当化するとすると、問題の構図は変わってくる。なぜなら、歴史的事象を評価する場合、なによりもそれがもたらした歴史的内容を問わなければならないからである。もし森下説が正しければ、もはやポリシエヴィキの出版規制政策は歴史的に正当化できなくなるだろう。この意味で、森下説は客観的には藤田批判を内包しているのである。ただ森下氏は、革命・内戦期も、ネップ初期も、二〇年代後半も、とくに区別することなく一括して初期ソヴェト憲法理論として取り扱っているため、理論史研究としては検討の余地があると思われる。

藤田氏と同じ観点に立って、マルクス・エンゲルスの自由論から説きおこし、一〇月革命から三六年憲法までのソ連の社会

的自由を考察したものが、④藤井一行『社会主義と自由』である。藤井氏は、ポリシエヴィキの出版規制政策を「プロレタリア・ディクタトゥーラの歴史的可変性」という観点から説明している。「初期のソヴェト政権は、出版規制や検閲制度のような表現の自由にたいする制限をもけつして絶対的見地から見ているなかつたのである。プロレタリア・ディクタトゥーラの具体的・特殊の形態としての、階級敵の言論にたいする抑圧それ自体が特定の社会的諸条件のもとで過渡的・歴史的性格の方策であるとするならば、人民内部での言論規制がそれを余儀なくさせた諸要因の減少・消滅とともに、より速やかに、より大はばにとりのぞかれていくものであろうことは自明の理である」。

これは藤田氏と同様に、ソヴェト権力の出版規制は、一定の条件(たとえば革命・内戦・干渉戦争の下)では正しいが、条件が変われば(たとえば国内で敵対的階級が消滅したとされるスターリン時代になれば)誤りになるという立場である。藤井氏は、レーニン時代の出版規制を正当化する根拠として、レーニンたちポリシエヴィキと初期ソヴェト権力が出版の自由を最大限尊重していたいくつかの事例をあげている。

(a)一〇月革命前のレーニンは出版規制を予定していなかつたという点について。「ロシアにおけるプロレタリア・ディクタ

トウラーの確立と社会主義への移行という課題の達成にさいして、レーニンも少なくとも「七月事件」のまえには——そしてその後の一時期においても——生存の自由はもとより、政治的諸自由を剝奪する必要をさえ認めていなかったたのである」。

「革命の過程で支配階級の諸自由を剝奪しなければならなくなるという事態はレーニンやポリシェビキ党の予想しないところだったのである」⁽³¹⁾。しかし、レーニンは一九一七年の「七月事件」前の六月末頃から出版規制を主張しはじめていたし、さらに一九〇三年のロシア社会民主党第二回大会でプレハーノフが革命的過渡期における敵階級の政治的自由の制限を主張した時、レーニンはこれを支持していたと思われる（本稿の第一章第二節参照）。

(b) 初期ソヴェト権力の出版規制の基準が厳密に適用されていたという点について。「初期のソヴェト権力はこんにちのそれとちがって、反共産党的、反政府的、ないし権力批判的な言論をただちに労働政府への公然たる反抗、すなわち「反革命的」、「反ソヴェト的」行為ととらえるという短絡的論理に決して立っていない⁽³²⁾」⁽³²⁾。しかし、これは当時のソヴェト権力内にまだ複数の政党が存在し、ポリシェヴィキと国家が一体化していなかったからである。また、藤井氏はこの裏づけとして、新聞の

発行禁止が政党活動の規制と同様に、それぞれの政党や団体の「非合法活動」と関連づけられており、そのため各新聞の発行禁止の時期もその期間もまちまちになっていたことを指摘している⁽³³⁾。たしかにこれは事実である。しかし、このような措置がとられた背景には、ソヴェト権力内での左翼エスエルの影響があつたからであり、ポリシェヴィキ自身が積極的にこのような措置を志向していたかどうかは検討する必要がある（本稿の第三章第三節参照）。

(c) 初期ソヴェト期（レーニン時代）には「言論の完全な自由」が構想されていたという点について。「やがてだれも言論の権利を妨げたり抑えたりする必要がないような、さらにはだれもが自分の精神的生産の果実を自分の希望どおりに印刷物にして発表し、かつ頒布しうるような——その完全な実現を困難にするものがあるとすれば、それはただ物的諸条件の不備だけであるというような——自由がそう遠くない将来にソヴェト人民に訪れるはずであつたことがレーニンやルナチャールスキの諸発言、革命当初の党やソヴェト政権の諸政策からは展望されるのである」⁽³⁴⁾。これは、ポリシェヴィキの出版規制の論理が結局「国定哲学」に行きつくという森下氏の指摘となんと隔た

「出版に関する布告」では、将来の出版レジームとして藤井氏の言う「言論の完全な自由」が想定されていたが、それはただちに否定されていくのである。また、将来の出版レジームの構想において、「ブルジョア政党」にも出版の自由を認めることについて、レーニンとトロツキーが一致していたかどうかは検討の余地があると思われる。(本稿の第二章第二節参照)。

いずれにせよ、「言論の完全な自由」という構想は、一〇月革命から最近までソ連では一度も実現されていなかったのである。歴史の問題としては、なぜこの構想が七〇数年間も実現されなかったのかという点こそが重要である。レーニン時代を肯定的に評価する藤井氏は、その原因をスターリン時代に求めている。そのため、この原因は、スターリン時代にソヴェト権力が「原始マルクス・レーニン主義」(藤井氏によると「スターリン主義」に「汚染」されていない「マルクス・レーニン主義」を指す)³⁵から逸脱したことに求めざるをえなくなるであろう(少なくとも論理的にはそうならざるをえない)。ここでは、スターリンの指導者としての資質や彼の思想と理論は問題にされても、レーニンの思想と理論およびレーニン時代の歴史の構造は不問にふされたままであろう。それゆえ、なぜ「逸脱」が生じたのかという点も明確にならないのではないか。この藤井氏

の著書は、「スターリン体制」以後のソ連の実状を見て原理的に社会主義と自由は両立しないという主張に対する反論であると同時に、今だに自らの「スターリン主義」を自覚していない者たちへの批判の書でもあった。この意味で本書は、統編『民主集中制と党内民主主義』³⁶とともに、このテーマでの貴重な研究であり、筆者もそれらから多くのことを学んだ。しかし、「スターリン主義」批判を歴史の構造の問題として把握するためにも、藤井氏のレーニン解釈およびレーニン時代の歴史認識は再検討されなければならない。

その後、ソ連の自由権法制を一〇月革命から現代まで概観し、その全体像を示そうとした研究、藤田勇編『社会主義と自由権』が出版された。この本は一五の論文から構成されているが、本稿に直接関わるのは二本の論文である。

⑤竹森正孝「表現の自由——その1 出版・芸術表現の自由」³⁷は、「表現の自由」の実現・規制メカニズムを一〇月革命から現代までの主要な立法の展開に即して明らかにしようとした、わが国で最初の研究である。竹森氏は、一方で、「……表現規制の正当化の根拠に異同があっても、その規制メカニズムの基本枠は、三〇年代のそれがほぼ継承された」と述べているが、他方で「実態的には二〇年代、三〇年代の『表現の自由』規制

メカニズムが、今日の形態の基本的枠組を成立させており」とも述べている。現在の（ペレストロイカ以前の）出版規制メカニズムの基本枠組を、前者は三〇年代に求め、後者は二〇年代と三〇年代に求めている。それでは、二〇年代の出版規制メ

カニズムはどのように位置づけられるのであろうか。竹森論文を読むかぎり、三〇年代の出版法制は二〇年代のそれを強化してはいるが、本質的に修正したものではないように読みとれる。そうであれば、現在の出版法制の原型としては、二〇年代に求めることができる。ところが、二〇年代と三〇年代の出版規制の正当化の論理（「検閲の法理」）は異なっていたのである。二〇年代は、ネットにより国内に私営出版所が公認されたためにそれを検閲する必要があったとされてきたが、三〇年代には、私営出版所が消滅したにもかかわらず、外国帝国主義の包囲下による「ブルジョア・イデオロギーの侵入」を防ぐためと称して検閲が強化されたのであった。したがって、出版規制の法理としては、三〇年代に現在の原型を求めているのである。こうしてみると、竹森論文は、藤田氏のソヴェト法史把握のシェーマ——現代ソヴェト法の展開を、革命期Ⅱ源泉、ネット期Ⅱ原形式、三〇年代Ⅱ原構造ととらえるシェーマ⁴⁰——を「表現の自由」法制について確認したものと見なすことができる。しかし、

竹森論文では、革命期の出版規制の論理と二〇年代および三〇年代のそれとは比較検討されていない。すでに見た、藤田説と森下説の検討のためにも、この問題こそが解明されなければならないのである。

⑥藤田勇「ソ連における自由権思想の史的展開」⁴¹は、①の問題意識と方法論を継承しながら、ソ連の自由権法制を支えてきた主導的な自由権思想の史的展開を、一〇月革命前から七七年憲法まで考察したものである。そこでは、革命期におけるポリシェヴィキの自由権を、「内戦Ⅱ独裁の論理」と「階級性の論理」として把握している。そして、これに対する当時の西欧マルクス主義者たちの批判をとりあげているが、藤田氏によれば、「これらの諸論点は、『出版に関する布告』立法過程でエスエル左派の提起した、思想には思想をもって闘うべしとの論点を含めて、当時の革命過程とは別の条件のもとでは一般に正当な評価をうくべき性質のものであるが、具体的・歴史的条件のもとではポリシェヴィキの自由権把握と真向から対立することになったものである」として、①と同じ見解を示している。その後ネット期から三〇年代、そして現在へと自由権把握の論理は変容していくことが示され、次のように結論づけられている。「ソ連における自由権思想は、自由主義と社会主義の対抗という時代の

思想構造を背景に、内戦の論理、バリケードの論理が苛烈に貫徹した革命過程においてその基胎をつくりだし、統治形態としてのプロレタリア独裁の展開のなかで理論的骨格を造形し来つたものであり、そのこの社会構造・社会状況の変化にに応じて一定の論理的転換をよぎなくされながらも、その基底に『プロレタリア独裁』論的階級原理——『体制的制約』原理の形をとる——を据えつつづけている⁽⁴³⁾。これは①にはなかつた新しい視角である。この結論を敷衍すれば、革命期は、その時期に形成された「出版の自由」の「体制的制約」原理(『プロレタリア独裁』論的階級原理)という「負の遺産」においても、現在の出版規制の「源泉」になっているといえるのではないだろうか。①で述べたように、現代にも見られる「負の遺産」を革命期にまでさかのぼって求めることができるならば、革命期そのものの歴史的评价も修正されねばならないはずである。しかし、藤田氏は革命期の出版規制を肯定しているのである。これは、やはり藤田氏の「客観的論理」の方法に問題があることを示していると思われる。ただ、⑥は①と違って、ソ連の自由権思想を抱えていた問題点を随所で指摘している。たとえば、初期ソヴェト法学における自由権把握について、「全体としてみれば、勤労者の基本的政治的権利は、階級の集団的権利として、勤労者階級

の『権力』と『まったく不可分』のものとしてとらえられ、勤労者階級という全体の構成メンバーの、ときとしてはこの全体を『代表』する国家機関に対して保障されるべき権利としてこれをとらえる観点はいちじるしく微弱であつた⁽⁴⁴⁾と指摘している。また別の箇所では、「ソ連の自由権思想には、自国の革命体験の普遍化、もしくはそれによる思考の枠組の硬直化傾向がみとめられる⁽⁴⁵⁾」とも述べている。こうして、①に比べて⑥では、ポリシェヴィキの自由権思想に対する批判的姿勢を強めている(これには森下氏の研究が影響しているのであるか)。

⑥と同じ枠組で藤田氏の主張をより鮮明に押し出したものが、⑦藤田勇『社会主義と自由』問題の史的考察(一)〜(三)である。このうち(二)が革命期の自由の問題をあつかっている。⑦は⑥と同じく、①に比べるとポリシェヴィキの出版規制の論理と政策について若干の留保をしている。たとえば、この「政策の現実化の過程では『ディクタトゥーラ』の論理はおそらく無数の歪曲をともなっていたであろう⁽⁴⁶⁾」と述べているし、その他に一九一七年一月二七日の「出版に関する布告」の解釈にも以前にはなかつた留保が見られる。にもかかわらず、「ロシア革命の具体的条件の中においてみた場合、ポリシェヴィキの論理と政策が歴史的正当性を担っていたことを否定することはで

きない」と明言し、その根拠として次の三点をあげている。

第一は、「強力革命」(暴力革命)のリアリズムの問題である。

一〇月革命は、歴史上類例のない階級的・政治的対立の鋭さ、

激しさをもっていたのであり、「このことの理解ぬきにしては政治的自由の制限も語りえないであろう」というわけである。第二は、「ソヴェト権力の当面した反ソヴェト勢力の側には、宣

伝・扇動の手段・技術・組織・経験において優越的な力が保持されていた」という事情である。これは結局、第一の論点に収

斂されるといつてよい。そして藤田氏は、「強力革命」のリアリズムを捨象するのは「歴史の評価としては一〇月の蜂起の可否

にゆきうつる」としている。しかし、これは筆者が①で批判しておいた問題と同じである。いかに当時の情勢の厳しさを強調

したところで、それによって出版規制政策の正当性をただちに論証することにはならない。また、革命期のポリシエヴィキの

個々の政策を批判したからといって、一〇月の蜂起それ自体を否定することにはならない。第三に、藤田氏は、「かつて自由を

奪われていた階級が、それを奪っていた階級に自由を与える道理はないというロジックは、今日とは比べられないリアリ

ティーをもっていた」と指摘し、アメリカにおいてさえも労働者の自由が制限されていたことをあげている。しかし、これは

一種の「慰めの論理」ではないだろうか。すなわち、「民主主義

の国アメリカにおいてさえも自由が制限されていたのだから、ましてや「政治的後進国ロシア」ではもっと厳しく制限されて

いた、したがって革命後階級敵に自由を与えるなどという心情は十分理解できるというものではないか。しかし、これとは正反

対の考え方もありうる。一九一八年ドイツの獄中にいたローザ・ルクセンブルクは、「社会主義の実践は数世紀にわたるブル

ジョアの階級支配によって人間的におとしめられてきた大衆の全面的な精神的変革を求める」と書き残していた。もちろん藤

田氏は、このような主張があることを百も承知である。それゆえ「そこには一種のディレンマがある」と言わざるをえないの

である。それにもかかわらず、藤田氏がポリシエヴィキの出版規制の論理と政策を正当化するのには、「ロシア革命の孕んでいた

世界的内容そのものゆえに」である。すなわち、「歴史的正当性」とはそれ以外に方法がなかったというだけの意味ではな

いのであって、選びとらざるをえなかった方法によって実現したものの歴史的内容を含まなければならないのである。前者

の「それ以外に方法がなかった」という意味での「歴史的正当性」は、「客観的論理」の方法による観点であったが、後者の「実

現したものの歴史的内容」という意味での「歴史的正当性」は、

新しい観点である(これは森下氏の研究を踏まえて出されたものであろうか)。この「歴史的 content」の意味については、実はすでに⑥で述べられていた(この点でも⑥は①と異なっている)。すなわち、それは「階級的搾取・支配構造という人間の自由に対する根本的対立物の解体」である。これまで一〇月革命はこうした新しい地平を切り開いてきたと考えられてきた(少なくとも藤田氏はそう考えてきた)。しかし、今やそれさえも再検討しなければならない問題状況になっているのではないだろうか。本稿は、そのための第一歩を踏みだそうとするものである。⁽⁵⁾

- (1) М. Шелкунов, „Законодательство о печати за пять лет”
Печати и революция, 1922, кн.7, с.172-188.
- (2) И. С. Смирнов, *Из истории строительства социалистической культуры в Первый период советской власти (октябрь 1917г.-лето1918г.)*, М., 1952.
- (3) А. А. Гончаров, „Борьба советской власти с контрреволюционной буржуазной и мелкобуржуазной печатью (25 октября—июль 1918г.)”, *Вестник Московского Университета*, Серия XI Журналистика, 1969, No.4, с. 13-22.
- (4) Э. А. Финн, „Антисоветская печать на скамье подсудимых

(Заметки современника о трибуналах по делам печати)”
Советское государство и право, 1967, No. 2, с.70-75.

- (5) А.З. Окоороков, *Октябрь и крах русской буржуазной прессы*, М., 1970.
- (6) В. В. Гулев, „Организация издательского дела и борьба против буржуазной идеологии в первые годы советской власти(1918-1921гг.)”, *Исторические записки*, т.104, 1970, с. 59-90; А. Л. Фрайман, „Декрет Совета Народных Комиссаров о революционном трибунале печати”, в: *Вспомогательные исторические дисциплины*, IV, Л., 1972, с. 15-29; Д. Л. Голинков, *Крушение антисоветского подполья в СССР. 1917-1925гг.*, М., 1975, с. 95-104; *История книги в СССР. 1917-1921*, т. 1, М., 1983, с. 80-97; З. М. Ветрова, „Борьба с контрреволюционной печатью в Петрограде в октябре-декабре 1917г.(историография и история)”, в: *Петербургские рабочие в борьбе с контрреволюцией в 1917-1918гг.*, М., 1986, с. 160-166; Т. М. Миронова, „Революционный трибунал печати Петроградского Совета”, в: там же, с. 166-170.
- (7) C. S. Sampson, „The formative years of the Soviet press : An institutional history 1917-1924”, University

- of Massachusetts, ph. D., 1970, University Microfilms International, Michigan, 1979, preface iii.
- (8) *ibid.*, pp. 55-56.
- (9) シャルル・ペトレーム(高橋武智||天羽均||杉村昌昭訳)『ソ連の階級闘争 一九一七—一九二三』(第三書館・一九八六年、原書は一九七四年)一九三—二〇四頁。
- (10) P. Kenez, „Lenin and freedom of press”, in: A. Gleason, P. Kenez, R. Stites (ed), *Bolshevik Culture*, Indiana University Press, 1985, pp. 131-150.
- (11) *ibid.*, p. 139.
- (12) 藤田勇「ロシア革命と基本的人権」東京大学社会科学研究所編『基本的人権3 歴史II』(東京大学出版会・一九六八年三〇—三三三頁。後に補注を付して、藤田勇『ソビエト法史研究』(東京大学出版会・一九八二年)に所収。
- 同論文の引用は後者による。
- (13) 同前一一九頁。
- (14) 同前一五六頁。
- (15) 同前一六五頁の注(37)。
- (16) 同前一六〇頁。
- (17) 同前一一九頁。
- (18) 同前一二〇頁の補注。「……『人権』と社会主義革命とのかかわりあいについて理論的に想定した上述のシェーマ、とくにBの(a)(b)は、少なくとも法形態論のレヴェルでみるかぎりでは、ロシア革命の歴史的経験に即しすぎており、そのご考え直しているが……」。ロシア革命の歴史的経験に即しすぎているのは法形態論のレヴェルだけかどうかは、別個に考察する必要があると思われる。
- (19) 藤田勇「ロシア革命における国家と法」江口朴郎編『ロシア革命の研究』(中央公論社・一九六八年)七一〇頁。
- この論文は、後に藤田勇『ソビエト法史研究』(東京大学出版会・一九八二年)に所収。同書、五六—五七頁。
- (20) 座談会「社会主義の展開と社会主義法研究」『社会科学研究』第三七巻第五号(一九八五年)三六三頁。
- (21) 森下敏男「左翼社会革命党の憲法理論」社会主義法研究会編『社会主義国における自然保護と資源利用(社会主義法研究年報No.3)』(法律文化社・一九七五年)一五九—一八二頁。
- (22) 同前一七九頁。
- (23) 同前。
- (24) 同前。

- (25) 森下敏男「初期ソビエトにおける憲法理論の展開(一)——〇年」。
- (八) 『神戸法学会雑誌』第二四巻第四号—第二七巻第二号(一九七五—一九七七年)。後に、森下敏男『ソビエト憲法理論の研究』(創文社・一九八四年)としてまとめられた。以下の引用は後者による。
- (26) 同前二〇六頁。
- (27) 同前二〇七頁。
- (28) 同前。
- (29) 藤井一行『社会主義と自由』(青木書店・一九七六年)一六二頁。
- (30) 同前九一頁。
- (31) 同前二六二頁。
- (32) 同前一四七頁。
- (33) 同前。
- (34) 同前一六二頁。
- (35) 同前まえがきvii。
- (36) 藤井一行『民主集中制と党内民主主義——レーニン時代の歴史的考察』(青木書店・一九七六年)。後に同書は改訂・増補された。同(改題新版)『民主集中制のペレストロイカー——レーニン時代の組織原理』(大村書店・一九九〇年)。
- (37) 竹森正孝「表現の自由——その1 出版・芸術表現の自由」藤田勇編『社会主義と自由権』(法律文化社・一九八四年)一〇七—一二七頁。
- (38) 同前一二四頁。
- (39) 同前。
- (40) 藤田勇「畑中和夫」中山研一「直川誠蔵」ソビエト法概論(有斐閣双書・一九八三年)第一編総論(藤田勇執筆)。または、藤田勇『概説ソビエト法』(東京大学出版会・一九八六年)一—四五頁。
- (41) 藤田勇「ソ連における自由権思想の史的展開」藤田勇編『社会主義と自由権』(法律文化社・一九八四年)三—三八頁。
- (42) 同前一五一—一六頁。
- (43) 同前三二—三三頁。
- (44) 同前二〇頁。
- (45) 同前三三—三四頁。
- (46) 藤田勇『社会主義と自由』問題の史的考察(二)「科学と思想」No.58(一九八五年)一五頁。
- (47) 同前一頁。

- (48) 同前一四頁。
 (49) 同前一五頁。
 (50) 同前。
 (51) 同前。
 (52) 一〇月革命を全体としては肯定しながらも、ポリシエヴィキの個々の政策を批判する立場をとる者として、ローザ・ルクセンブルク、ロイ・メドヴェージェフ、ボリス・カガルリツキーをあげることができる。この三人の議論については、本稿の終章でとりあげられるであろう。
 (53) 藤田・前掲論文(注46)一五—一六頁。
 (54) ローザ・ルクセンブルク(伊藤成彦||丸山敬一訳)『ロシア革命論』(論創社・一九八五年)四三頁。彼女がこの論文を書いたのは、一九一八年九月頃であるが、公表されたのは一九二二年であった。伊藤成彦「ローザ・ルクセンブルクとロシア革命」同書、二〇一頁。
 (55) 藤田・前掲論文(注46)一六頁。
 (56) 同前。
 (57) 同前一五頁。
 (58) 藤田・前掲論文(注41)三三頁。
 (59) なお、本稿では、一九一八年一月三二日までは、当時口

シアで使われていたユリウス暦を用いる。その日付に二三を加えれば、現在使われている西暦になる。一九一八年二月一四日からは西暦が用いられる。したがって、本稿では一九一八年二月一日から二月一三日までの日付は登場しない。

第一章 一〇月革命前の

「出版の自由」の理論と実際

第一節 一〇月革命前の出版レジーム

近代ロシア社会における出版法制は、一八六五年の「出版臨時規則」を基礎にして、その後の若干の決定で改変された「検閲・出版令」^①において規定されていた。ここでは、ツァーリズムにとってまったく危険のないごく一部の出版物を除いて、大部分の出版物を事前検閲の下に置き、その違反に対しては事後刑罰を科していた。これは、「およそ『出版の自由』^②とは縁のない、専制的、警察国家的な出版規制レジーム」であった。

一九〇五年革命の後、法文上は一九〇六年に制定された「新

国家基本法」第七九条で「言論・出版の自由」をうたっていたが、検閲の構造は基本的には変わらないままだった³⁾。

これを根本的に変えたのが、一九一七年二月革命であった。

二月革命後樹立された臨時政府は、三月三日、「政府要綱」第二項で、「言論・結社・集会およびストライキの自由」を宣言した⁴⁾。この公約は、四月二十七日に採択された「出版の自由に関する臨時政府の決定」(五月一六日公布)によって具体化された。そこでは、「出版および出版物の販売は自由である。それらに対する行政処分(административное взыскание)の適用は許されない⁵⁾」と規定していた。この決定によって、ロシア史上初めて「出版の自由」が実現した。この下では、あらゆる出版物を自由に発行することができた。そのため、犯罪を呼びかける出版物さえも発行が許され、事実裁判所はこうした出版物に有罪の判決を下さなかった⁶⁾。

ところが、こうした「出版の絶対的自由」を否定したのは、他ならぬ臨時政府自身であった。それは、いわゆる「七月事件」に際してのことである。七月三日、ペトログラードで、機関銃第一連隊を先頭にした労働者たちが、ポリシエヴィキの抑制をもはねのけて武装デモを開始した。これに対して、臨時政府は弾圧でこたえた。その措置の一つとして、七月七日、ケレンス

キーは「暴力・臨時政府打倒・軍隊脱走・国の無政府状態を言論や出版によって扇動するすべての者、また政勢反対を扇動し、司令官命令不服従を呼びかけるものを、逮捕するよう命令する」とともに、「プラウダ」「オコーパナヤ・プラウダ」「ソルダーツカヤ・プラウダ」その他同種の新聞の刊行を、作戦軍の力でただちに停止することを提案する⁷⁾という命令を発した。そして七月一二日に政府は、四月二十七日の決定を修正し、軍革命令不服従、暴力や内乱を呼びかける定期刊行物の停刊を決定した⁸⁾。こうして実際に、ポリシエヴィキ機関紙「プラウダ」は、七月一五日に停刊になったが、七月二三日には「ラボーチイ・イ・ソルダート」の名で発行を続けた⁹⁾。その後、一〇月革命まで、出版法制それ自体には変化がなく、現実の権力奪取をめぐる闘争のなかで具体的に展開することになる。

(1) 和田春樹「近代ロシア社会の法的構造」東京大学社会科学研究所編『基本的人権3 歴史II』(東京大学出版会・一九六八年)二九四頁。

(2) 竹森正孝「表現の自由——その1 出版・芸術表現の自由」藤田勇編『社会主義と自由権』(法律文化社・一九八四年)一一〇頁。

- (3) 和田・前掲論文(注1)二九九—三〇〇頁。
- (4) *Великая Октябрьская социалистическая революция. Документы и материалы. Революционное движение в России после свержения самодержавия*, М., 1957, с. 419.
- (5) *Вестник Временного Правительства*, 16 мая 1917г.
- (6) М. Шелгунов, „Законодательство о печати за пять лет“
- Печати и Революция*, 1922, кн. 7, с. 177.
- (7) *Великая Октябрьская социалистическая революция. Документы и материалы. Революционное движение в России в школе 1917г.*, Мюльский кружок, М., 1959, с. 293.
- (8) там же, с. 300.
- (9) *Бодшевски Темпограда в 1917 году. Хроника событий*, Л., 1957, с. 360.
- (10) там же, с. 376-377.

第二節 レーニンの「出版の自由」論

本節では、一〇月革命前のレーニンの「出版の自由」論をとりあげる。ここでレーニンをとりあげるのは、彼が一般的な意味で一〇月革命の最高指導者であったからというだけではな

い。彼は、出版問題の分野においても、指導的役割を果たしていたからでもある。後に見るように、一〇月革命直前の彼の「出版の自由」論とくに「反革命新聞」との闘争に関する所説が、革命後には基本的に表現されていくのである。この意味で、レーニンは一〇月革命を推進した側の「出版の自由」論の代表的論者といつてよいであろう。したがって、彼の主張をとりあげることによって、革命主体の主要な潮流の「出版の自由」の構想を見てとることができるのである。

さて、一九〇三年に採択されたロシア社会民主党第一次綱領では、「出版の自由」は「無制限の自由」として要求されていた。この「無制限の自由」は、社会主義革命への転化のコースを明確にした「四月テーゼ」(一九一七年四月にレーニン執筆)の発表直後も、なんら変更されなかった。

ところが、レーニンは、六月から九月にかけて、「反革命新聞」に対して、「革命的措置」をとるよう主張し始める。彼は、六月三〇日に臨時政府に対して次のように迫っている。「恥しらずな反革命新聞を取りおさえるために、諸君はどういう手を打ったか?『革命的民主主義派』と自称する諸君は、常軌を逸した、あきらかに反革命的な新聞に対する革命的措置を放棄することができようか?なぜ諸君は、恥しらずな反革命新聞から

主要な収入源を奪うために、したがって人民をだます主要な可能性をも奪うために、広告掲載用の国家機関紙をつくらないのか?」⁽²⁾。当時のロシアのほとんどの新聞は、企業の広告を載せ、その広告料で経営を維持していた。なかには広告料のおかげで、無料配布しているものもあった。それだけに、新聞が企業の影響を受けやすいのも当然であり、レーニンは、このようなブルジョアジーの「御用新聞」を徹底的に批判していた。

さて、「七月事件」の過程で、ボリシェヴィキ自身も新聞の閉鎖を体験するが、レーニンが「反革命新聞」に対する「革命的措置」の具体的内容をより明確にうちだすのは、八月末の「コルニーロフの反乱」直後のことである。ロシア軍最高司令官のコルニーロフは、軍事独裁権力を樹立するため、ケレンスキー政府に対して反乱を起こした。この「コルニーロフの反乱」は、ソヴェト側の反撃にあつて結局失敗に終わった。コルニーロフが逮捕された八月三〇日、レーニンはボリシェヴィキ党中央委員会にあてた手紙の中で次のように書いていた。「コルニーロフに反対する闘争の経過によって引きつけられてきた労働者、兵士、農民に」⁽³⁾「レーチ」その他のブルジョア新聞を禁止し、それらを審問しなければならないという考えをもたせなければならない」⁽³⁾。

この時期にレーニンが「出版の自由」についてもっともまともな叙述をしているのが、「憲法制定会議の成功をどうやって保障するか(出版の自由について)」（九月一五日）である。これによると、「資本家は(また、彼らに続いて——無理解あるいは惰性のため——多くのエスエルとメンシェヴィキも)、検閲が廃止されて、すべての党がなんでも好きな新聞を自由に発行している状態のことを『自由な出版』と呼んでいる。／実際には、こういう状態は、出版の自由ではなくて、抑圧され搾取されている人民大衆を、金持ち、ブルジョアジーが欺く自由である」⁽⁴⁾。そして、この「ブルジョア的な出版の自由」と闘うために、レーニンは二つの提案をしている。一つは、以前にも提起していたように、新聞紙上の私的広告を国家の独占事業にすることであり、もう一つは、ソヴェトに代表される国家権力がすべての印刷所と印刷用紙を取り上げて、それを公正に分配することである⁽⁵⁾。

以上のレーニンの「出版の自由の制限」の内容をまとめると、次の三点になる。第一は、新聞を閉鎖すること、第二は、新聞の私的広告を国家独占の事業にすること、第三は、新聞の印刷所や印刷用紙などを接収し、それを国家機関・政党・市民団体に比例配分することである。これらの論点は、レーニンの他の

論文でも再びとりあげられている。⁽⁷⁾

さてレーニンは一〇月革命前に「出版の自由」についての主張を「無制限の自由」から「自由の制限」へと変えたように見える。しかし、これはレーニンが「出版の自由」論について理論的に転換したことを意味するわけではない。それでは、「無制限の自由」と「自由の制限」とは理論的にどのような関係にあるのであろうか。これは、藤田勇氏が指摘するように、最小綱領と最大綱領の関係と理解することができる。レーニンは「人民の友とは何か」(一八九四年)のなかで、「政治的自由は、なによりもまずブルジョアジーの利益に役立つものであって、労働者の状態の軽減をもたらすものではなく、ただ……ただ、このブルジョアジーそのもの……闘争の条件を容易にするものにすぎない」と述べていた。⁽⁸⁾ただ、当時のロシア社会民主党にとって、当面する革命が反専制民主主義革命であると把握されていたかぎりでは、「ブルジョア的自由」としての政治的自由を要求することが、当面の課題とされたのであった。そのため、党第一次綱領では政治的自由について「無制限の自由」を要求していたわけであるが、これはあくまで最小綱領としての要求だったのである。

さらにレーニンは、最大綱領の実現をめざす社会主義革命

の過渡期には敵階級に対する自由の制限が必要になることを、早くから想定していた。間接的にはあるがそのことを示すものが、一九〇三年のロシア社会民主党第二回大会での党綱領草案の修正をめぐる議論である。そこで、プレハーノフは、革命的過渡期における政治的自由の制限について次のように述べていた。「革命の成功のためにあれこれの民主主義的原則の働きを一時制限する必要があるとすれば、そのような制限に躊躇するのは許されないことであろう。私の個人的意見として申し上げるが、普通選挙権の原則さえ、私のあげた民主主義の基本原則の観点から見なければならぬのである。われわれ社会主義者、普通選挙権に反対するような場合も、仮説的には考えられる。……革命的プロレタリアートは、上流階級がかつて彼らの政治的権利を制限したように、上流階級の政治的権利を制限するかもしれない。このような措置の適否は *subis revolutionis suprema lex* 「革命の幸福が最高の法律である」という観点からだけ判断することができる」。⁽⁹⁾このプレハーノフの発言をレーニンは、一〇月革命直後の一九一七年二月に「プレハーノフのテロル論」と題した論説で振り返り、プレハーノフがまだ社会民主主義者であった時代の発言として肯定的に引用している。そのうえでレーニンは、「社会主義の敵からは、人格の不

可侵だけでなく、出版の自由だけでなく、普通選挙も、一時剝奪してもよい⁽¹⁾と明言していた。しかも、レーニンは、このブレハーノフの発言を一〇月革命後に初めて支持したのではなく、一九〇三年の当時から支持していたと思われる。たしかにレーニンは当時の第二回党大会ではこの点について何も発言していない。しかし、後に「ブレハーノフのテロル論」において「いま『ポリシエヴィキのテロル』なるものをわめき立てている今日のメンシエヴィキの大多数も、当時はブレハーノフとともにそのように論じていた⁽²⁾」と述べているように、一九〇三年の時点では後のメンシエヴィキでさえも政治的自由の制限を認めていたのだから、ましてや「ブルジョア民主主義」に幻想をもっていないポリシエヴィク・レーニンは当然この発言を支持していたはずである。

このように、レーニンは、「自由の制限」を、最大限綱領を実現する革命的過渡期の問題として、理論的には早くから位置づけていた。これを実践的な課題として提起しはじめるのが、一九一七年六月末頃からであった。

- (一) В. И. Ленин, Полн. собр. соч., (далее: Ленин), т. 32, с. 154.
邦訳、レーニン全集(大月書店・一九六四年)第二四卷五

〇〇頁。以下、邦訳は巻数と頁数のみを示す。なおレーニンからの引用は必ずしもこの邦訳どおりではない場合がある。

- (2) Там же, с. 349, 第二五卷九六頁。
(3) Там же, т. 34, с. 120, 同前三二二頁。
(4) Там же, с. 209-210, 同前四〇五頁。
(5) Там же, с. 211, 同前四〇六頁。
(6) Там же, с. 212, 同前四〇八頁。
(7) Там же, с. 236-237, 第二六卷五六頁。
(8) 藤田勇『社会主義と自由』問題の史的考察(一)、『科学と思想』№58(一九八五年)六頁。この点については一〇月革命直後にトロツキーが述べていた。Известия, 5 ноября 1917г.; Л. Троцкий Сочинения, III(2), с. 105.
(9) Ленин, т. 1, с. 304, 第一卷三二二頁。
(10) Второй съезд РСДРП. шоль-август 1903 года. Протоколы, М., 1959, с. 182.
(11) Ленин, т. 35, с. 185, 第四二卷二二頁。
(12) Там же, 同前。

第三節 「自由の制限」の論理と革命の移行形態

レーニンが、「無制限の自由」から「自由の制限」へと転換した理由を、革命の移行形態と結びつけて解釈する見解がある。たとえば藤井一行氏は、「自由の制限」を「プロレタリア・ディクタトゥーラの歴史的可変性」の問題としてとらえている。また藤田勇氏は、「無制限の自由」が「四月テーゼ」後の党綱領改正草案においても修正されなかつたのは、「当時は社会主義への『最も苦痛の少ない移行の可能性』が考慮されていたこと、全人民の自由に選挙する制憲議会をつうじてのソビエト権力の樹立と社会変革の基本要求の実現の可能性が想定されていたこととの関連で理解されるべき」であるとし、「『苦痛をとまなう』移行の道が不可避となつた一九一七年九月の段階」になるとレーニンが「自由の制限」を主張したと解釈している。この説によると「出版の自由」は、革命の「最も苦痛の少ない移行」の形態（平和革命）のときは「無制限の自由」であつたが、「苦痛をとまなう」移行の形態（暴力革命）のときは「自由の制限」に転化したことになる。

たしかに、革命の移行の形態と「出版の自由」の形態は密接な関係にある。しかし、前者から後者を一義的に決定するのは、

少なくとも一〇月革命の場合には当てはまらない。なぜなら、

レーニンは、革命の平和的移行の可能性があるときにも、敵に対する出版規制を主張していたからである。たとえば、藤田氏も引用している「革命の任務」（一九一七年九月）のなかで、レーニンは、「ブルジョア新聞」の閉鎖、その印刷所の接収、私的な新聞広告への国家独占の導入を主張しながら、同時にその直後に「革命の平和的發展」という節をもうけて、次のように述べている。「今、ロシアの民主主義派にとつて、ソヴェトにとつて、エスエルとメンシェヴィキの諸党にとつて、革命の歴史上きわめてまれにしか見られない可能性がひらけている。それは、再び延期されることなく、指定された期日に憲法制定会議が召集されるのを保障する可能性、軍事のおよび経済的破局の危険から国を救う可能性、革命の平和的發展を保障する可能性である」。(3) ここで言う「革命の平和的發展」には二つの意味がこめられていた。第一は、「コルネーロフの陰謀の経験に教えられた地主と資本家は、ソヴェトから最後通牒的な要求をつきつけられたら、平和的に権力を譲り渡すであろう」ということである。第二は、「人民が自分の代表を平和的に選挙し、ソヴェト内部で諸党が平和的に闘い、さまざまな党の綱領を実地に試し、一つの党の手から他の党の手へ平和的に権力を移すことを、保障す

ることができらるであろう⁽⁵⁾」という意味である。

このように、レーニンは、一九一七年九月の段階でも革命的平和的發展の可能性について明確に述べているが、同時に「ブルジョア新聞」の閉鎖などの規制措置も主張していたのである。したがって、レーニンは、革命的平和的移行の可能性があるときは「無制限の自由」を主張し、革命の非平和的移行の可能性しかないときは「自由の制限」を主張した、という解釈は成り立たないといわなければならない。レーニンが革命的平和的發展の可能性を展望する場合、革命が平和的に發展する見通しがあるから「無制限の自由」を保障するという受動的な立場ではなく、あらかじめ「自由の制限」によつて「反革命新聞」の発言を封じこめることで革命的平和的可能性をより確かなものにしてやうという攻勢的な立場に立っていたと思われる。

それでは、レーニンはどのような新聞に対して「自由の制限」を主張したのであろうか。それを探るために、この時期にレーニンが名指して出版規制を要求した新聞を取り上げてみよう。「ルースコエ・スローヴォ」「ノヴオエ・ヴレーミヤ」「ビルジョフカ」「レーチ」その他を見てみたまえ。そこにはたくさん私的広告がのつていることがおわかりになる。これらの広告はこれらの新聞を発行する資本家にとつて、莫大な収入、そ

れどころか主要な収入の源泉である。全世界のブルジョア新聞はみな、こうして経営をやり、こうして金をもうけ、こうして人民に對する毒を商つている⁽⁶⁾。レーニンは、こうした「ブルジョア新聞」の私的広告を国家独占の事業にするように主張している。また新聞閉鎖については、「ブルジョアの反革命新聞(『レーチ』『ルースコエ・スローヴァ』その他)を禁止し……」と述べている。このうち、『レーチ』はカデット(立憲民主黨)の中央機関紙であつた。この他にレーニンは、『マーレニカヤ・ガゼータ』『ルースカヤ・ヴォーリヤ』を「御用新聞」としてあげている⁽⁸⁾が、後者は、ツァーリーの内務大臣プロトポヴィに より一九一六年一二月に創刊され、その後外国の銀行を含むいくつかの銀行から資金をえて発行していたものである⁽⁹⁾。

これらの新聞をレーニンは、いずれも「ブルジョア新聞」であり、それも単に「ブルジョアの」なだけでなく、きわめて「反動的」「反革命的」だとみなしていた。ちなみに、一九一七年一〇月当時、ペトログラードだけで五〇紙の「ブルジョア新聞」が發行されていた⁽¹⁰⁾が、その中でレーニンが特定の新聞を名指して批判したということは、これらの新聞が革命の遂行にとつてとくに危険なものとレーニンの目には映つていたからである。事実、右にあげた各紙は、いずれも一〇月の武装蜂起開始

の翌日、すなわち一〇月二六日にペトログラードやモスクワの軍事革命委員会によって閉鎖されることになる。したがって、この時期のレーニンの出版規制の対象は、社会主義革命に敵対したり、ソヴェトに反抗する新聞のなかでもっとも「反動的なブルジョア新聞」（すなわち「反革命新聞」）に限定されていた。

このようにレーニンは、革命の移行形態にかかわらず、一〇月革命前から「反革命新聞」の規制を公言していた。だからこそレーニンは、一〇月の武装蜂起以後も同様に、「反革命新聞」に対して断固たる措置を取ることができたのである。したがって、ポリシェヴィキは一〇月革命前は「無制限の自由」を主張しておきながら、権力掌握後は手のひらを返したように「自由の制限」を行なったという批判は、少なくともレーニンに対してはあたらなといわなければならない。しかし、この点は、ポリシェヴィキ内で一〇月革命前に十分議論されていたわけではなかった。それは、ロシア社会民主党綱領改正草案で「出版の自由」については「無制限の自由」を修正しないままであったことからうかがえる。こうして、ポリシェヴィキ党全体としては、「反革命新聞」に対する出版規制措置を具体的に論ずることなく、一〇月革命を迎えることになるのである。

(1) 藤井一行『社会主義と自由』（青木書店・一九七六年）一五六—一六五頁。

(2) 藤田勇「ソ連における自由権思想の史的展開」藤田勇編『社会主義と自由権』（法律文化社・一九八四年）九頁。

(3) Ленин, т. 34, с. 237. 第二六卷五六—五七頁。

(4) там же. 第二六卷五七頁。

(5) там же. 同前。

(6) там же, с. 211. 第二五卷四〇六頁。

(7) там же, с. 236. 第二六卷五六頁。

(8) там же, т. 32, с. 349. 第二五卷九六頁。

(9) А. 3. Ороков, Октябрь и крах русской буржуазной прессы. М., 1970, с. 34.

(10) Б. И. Колониккий, Рабочие Петрограда в борьбе с контрреволюционной печатью (март-октябрь 1917г.), в: *Питерские рабочие в борьбе с контрреволюцией в 1917-1918гг.*, М., 1986, с. 113.

第二章 「反革命新聞」に対する行政的規制

第一節 軍事革命委員会による出版規制

一九一七年二月二十五日、ペトログラードで兵士と労働者による武装蜂起が成功した。この武装蜂起に先立ち、すでに印刷所をめぐって「一〇月革命派」⁽¹⁾と臨時政府との攻防は始まっていた。

一〇月二三日夕刻、ペトログラード・ソヴェトの総会が行なわれていた。そこでのアントノフ・オフセンコの報告によると、軍事革命委員会は印刷工労働者と協力して、「反革命的内容」の印刷注文をボイコットする措置をとっていた。⁽²⁾これに対して、臨時政府は、二三日夜の秘密閣議において、七月事件釈放者で反政府扇動を行なっている者(トロッツキー、アントノフ・オフセンコを指す)を即時逮捕すること、ポリシエヴィキの機関紙『ラボーチイ・プーチ』『ソルダート』および「ブルジョア新聞」の『ノヴアヤ・ルーシー』『ノヴォエ・スローヴァ』を停刊にし、これら四紙の編集者と執筆者を告発すること、そしてこの任務の遂行のために近郊から信頼できる部隊を召集することを決定した。⁽³⁾この決定にしたがって、二四日早朝、第二

オラニエンバウム小尉学校エンケル部隊が、ポリシエヴィキの『ラボーチイ・プーチ』と『ソルダート』の印刷所を封印し、これを占拠した。⁽⁴⁾そこでポリシエヴィキは、緊急に印刷所と新聞の問題を審議して、「ただちに印刷所を開設し、新聞の次号のタイムリーな発行に配慮すること」を決定した。この命令(Yezhnie)にしたがって、軍事革命委員会は、新聞発行のために「1. 革命的新聞の印刷所を開設すること、2. 編集者と植字工に新聞発行を継続してもらうこと」を決定した。⁽⁵⁾そして、軍事革命委員会は、二つの部隊に印刷所の防衛のために出動せよという命令を発し、印刷所はこの二部隊によって「革命派」の側に奪還された。⁽⁷⁾二四日の夕刻には、ペトログラード・ソヴェト機関紙『ラボーチイ・イ・ソルダート』の印刷所にも民警隊がやってきて封印しようとしたが、軍事革命委員会はそこに二個小隊の「革命派」を送ってこれに反撃した。⁽⁸⁾明けて決戦の一〇月二十五日、出版労働組合のポリシエヴィキ・フラクションの機関紙『レヴォリユーツイオンヌイ・ペチャートニク』の創刊号が発行され、それは「反革命的アピールを印刷するな」と印刷工に訴えていた。⁽⁹⁾

こうして、武装蜂起前は臨時政府が「革命派」の印刷所を襲撃し、「革命派」がそれを阻止してきた。しかし、蜂起後は「革

命派」が「反革命派」の新聞と印刷所に攻撃を加えていくことになる。当初、この出版規制の中心的な担い手は軍事革命委員会であった。軍事革命委員会が当時とっていた措置は、新聞発行の一時停止、新聞の押収、新聞の閉鎖、「反革命アピール」の掲載禁止、印刷の一時停止、印刷所の占拠といった行政的なものであった。

さてここで、革命期に「反革命新聞」の抑圧のために、ソヴェト権力諸機関の下に設置された専門機関もしくは特別な職務について簡単に整理しておこう。¹⁰⁾

ペトログラードでは、権力奪取の直後に、軍事革命委員会が出版問題委員(Комиссар по делам печати)を選出した。最初の委員には、ポリシェヴィキ党員で古くからの印刷工であるH・V・デルブイシェフが任命されたが、彼は後に見るように「出版に関する布告」に反対して一月五日に辞任することになる。その後、この委員には、ポリシェヴィキ党員のA・E・ミンキンが任命された。しかし、軍事革命委員会附置の出版問題委員は、「反革命新聞」の抑圧のためにはあまり大きな役割を果たさなかった。軍事革命委員会の下には、出版問題委員の他に、出版統制委員会(Контрольная комиссия над печатью)と、閉鎖された新聞の各印刷所に派遣された印刷所コミッサール(Комиссары

типографии)が組織されていた。印刷所コミッサールは、出版問題委員との緊密な連絡役として活動し、出版問題委員が召集する協議会に参加していた。出版問題委員、印刷所コミッサール、出版統制委員会は、軍事革命委員会の出版情報部(Организационно-информационный)という専門機関の下に統括されていた。この活動に責任を負っていたのが、軍事革命委員であるB・A・アヴァネソフであった。ところが、人民委員会議の活動範囲が拡大するにつれて、軍事革命委員会の職務は、徐々に関係する人民委員に移されていった。出版問題委員も、一九一七年一月半ばには、人民委員会議の機構の一員として活動するようになった。その責任者は以前と同様にミンキンであった。

一方、一九一七年二月、ペトログラード・ソヴェトの下に出版問題委員部(Комиссариат по делам печати)が創設された。出版問題委員部は、「反革命新聞」を法廷に起訴する権限やその他の行政措置をとる権限を持っていた。緊急の場合には、新聞の発行を停止し、法廷で事件を審理するまで印刷所を封印することもできた。「反革命新聞」の抑圧に重要な役割を果たしたのは、この出版問題委員部であった。その構成は、ペトログラード・ソヴェト執行委員会から三人の代表者(ポリシェヴィキ二人、エスエル左派一人)、出版労働組合幹部会と製紙労働組合幹

部会から一人ずつの代表者の計五人であった。出版問題委員部は、ペトログラード・ソヴェト幹部会の統制の下で活動していた。

こうして、出版問題委員部と印刷所コミッサールが、出版分野でのソヴェト権力の政策遂行のシステムのなかで重要な役割を担っていた。

さて、ここで、一〇月革命後のペトログラード軍事革命委員会による出版規制の諸措置を追跡しておこう。一〇月二五日、軍事革命委員会は、『ルースカヤ・ヴォーリヤ』の翌日号がポリシェヴィキに対する中傷記事を掲載する予定であると判断して、翌日号を押収し、印刷所を占拠する命令を出した。¹¹二六日には、軍事革命委員会は、打倒された臨時政府の「反革命的アピール」を掲載した『レーチ』『ノヴォオエ・ヴレミーヤ』『ヴェーチエルネエ・ヴレーミヤ』『ルースカヤ・ヴォーリヤ』『ビルジェーヴィエ・ヴェーダマスチ』『ナロードナヤ・プラウダ』の閉鎖を決定した。¹²このうち、『ルースカヤ・ヴォーリヤ』の印刷所は、ポリシェヴィキの中央委員会機関紙『プラウダ』に引き渡された。¹³また、『ノヴォオエ・ヴレーミヤ』の印刷所は、ポリシェヴィキの中央軍事組織の決定に基づいて、『ゾルターツカヤ・プラウダ』と『デレヴェンスカヤ・ベドノータ』の印刷のために利

用される予定であったが、実際は『レーチ』と『デエニ』の印刷所がこの二紙のために引き渡された。¹⁴さらに軍事革命委員会は、『軍事革命委員会により閉鎖されたブルジョア新聞を販売から排除することに關するコミッサールへの指令』のなかで、出版コミッサールに対して、「それらの新聞を販売から排除し、地方への発送を不許可にする措置をただちにとる」ように指示した。¹⁵また、「占拠された印刷所に関する一般指令」が出され、軍

事革命委員会とそのコミッサールの許可なしには、占拠された印刷所ではいかなる印刷も禁止された。¹⁶二六日には、その他にも『ナシシェ・オブシエ・デセラ』、『デエニ』が閉鎖された。¹⁷「小ブルジョア新聞」では、一〇月二五日、二六日まで閉鎖されたものは一紙もなかった。エスエルの『コ・フセエイ・レヴォリユーツイオンノイ・デモクラチナイ・ローシイ』は押収されたしたが、新聞自体が閉鎖されたものではなかった。¹⁸

こうした一連の措置は、一定の基準の下に行なわれたわけではなく、軍事革命委員会の個別の判断によっていた。ところが、一〇月二六日夜、軍事革命委員会は次のような「出版問題に關する決議」を採択した。

1. すべてのブルジョア新聞は一時的に閉鎖される。ゴロス・ソルダート」にかわって、『イズヴェスチャ・スエズダ・ソヴェトフ』

が発行される。

2. 印刷所の数とその下にいる労働者の数をただちに数える。
3. 比較的大きな社会主義諸政党の間に配分される紙のストックを数える。

4. 軍事革命委員会のすべての命令は順番に関係なく印刷される。
5. 反革命新聞を印刷することは、印刷所を接収することになるといふ脅威を与えることによって、禁止される。²⁰⁾

この決議の第一項では「すべてのブルジョア新聞」が一時的ではあれ、閉鎖の対象になっている。「小ブルジョア新聞」で閉鎖されたものは、この決議で名指しされている『ゴロロス・ソルダート』の他にはない。しかも、ペトログラード労兵代表ソヴェトの機関紙である『ゴロロス・ソルダート』の閉鎖には特殊な事情があった。当時、ペトログラード・ソヴェトではポリシェヴィキが多数を制していたが、機関紙はエスエルとメンシェヴィキが掌握したままであった。そこでポリシェヴィキは、同紙を閉鎖し、新しい機関紙を発行することにしたのである。²¹⁾

したがって、この決議によれば、革命直後の新聞閉鎖の対象は「ブルジョア新聞」だけであり、「小ブルジョア新聞」は自由に発行することができたのである。決議の第二項と第三項は、一〇月革命直前のレーニンの新しい出版レジームの構想にした

がって、既存の印刷所と紙のストックをソヴェト権力が新たに再配分するための事前調査である。決議の第五項は、「反革命新聞」を印刷した印刷所は接収されると宣言することで、「反革命新聞」の印刷を禁止しようとしたものである。この場合、すべての印刷所の接収に着手するのではなく、「反革命新聞」を印刷した印刷所に限定されている。

こうして、ペトログラードでは、一〇月二六日に、『ゴロロス・ソルダート』を除く八紙の「ブルジョア新聞」が閉鎖された。しかし、この決議で述べられている「ブルジョア新聞」とか「反革命新聞」という一般的な規定のままではあまいである。何を基準に「ブルジョア新聞」とか「反革命新聞」と判断すればよいのであろうか。こうして、新聞閉鎖のための具体的な基準が必要になってきた。そこで翌二七日、閉鎖すべき新聞の対象を具体化し、明確にした人民委員会議の「出版に関する布告」が出されることになった。

(1) 「一〇月革命派」の形成過程については、長尾久『ロシヤ十月革命の研究』（社会思想社・一九七三年）参照。

(2) *Великая Октябрьская социалистическая революция.*

Документы и материалы. Октябрьское вооруженное

- восстание в Петрограде, М., 1957, (далее: ВОСР, Октябрь), с. 242; Петроградский Военно-революционный комитет. *Документы и материалы*, (далее: ПВРК), т.1, М., 1966, с.72.
- (3) ВОСР, Октябрь, с. 289; ПВРК, т.1, с. 85.
- (4) ВОСР, Октябрь, с. 290.
- (5) ПВРК, т.1, с. 79.
- (6) там же, с.85.
- (7) там же.
- (8) 参照、長尾・前掲書(注1)三六八―三六九頁。
- (9) См. *История книги в СССР. 1917-1921*, т.1, М., 1983, с. 81.
- (10) この部分の叙述は次のものによつた。A. З. Окоროков, *Октябрь и крах русской буржуазной прессы*, М., 1970, с.168-170.
- (11) ПВРК, т.1, с. 112.
- (12) См. А. А. Гончаров, „Борьба советской власти с контр-революционной буржуазной и мелкобуржуазной печатью (25 октября - июль 1918г.)”, *Вестник Московского университета*. Серия XI Журналистика, 1969, No.4, с. 13.

- (13) См. *История книги в СССР. 1917-1921*, т.1, М., 1983, с. 83.
- (14) ПВРК, т.1, с. 152-153.
- (15) там же, с. 162.
- (16) там же, с. 134.
- (17) *Правда*, 9 ноября (27 октября) 1917г., No.170(101).
- (18) ПВРК, т.1, с.130.
- (19) там же, с. 131.
- (20) там же, с. 130.
- (21) там же, с. 157.

第二節 「出版に関する布告」と

「出版問題についての決議」

一〇月二七日、人民委員會議はレーニンが起草した次のような「出版に関する布告」を採択した。

重大で決定的な大変革期とそのすぐ後に続く時期に、軍事革命委員会は、濃淡さまざまな色合いの反革命新聞に対して、一連の措置をとることをよきなくされた。

ただちに国中から、新しい社会主義権力はかくして出版の自由の侵害を企て、自らの綱領の基本原則に違反したという叫び声があ

がった。

労農政府は、われわれの社会ではこの自由主義的なおおいの背後に、実際は、すべての新聞のうち大部分を手中にすることで、人身に回復しがたい害毒を与え、大衆の意識に不安をもたらす有産者階級のための自由が隠されているという注意を人民に喚起するものである。

ブルジョア新聞がブルジョアジーの強力な武器の一つであるということは、誰でも知っている。とくに、新しい権力、労働者と農民の権力が強固になり始めたばかりの危機的な時期に、この武器が爆弾や機関銃に劣らず危険であるときに、敵の手中にこれをそっくりそのまま残しておくことは不可能であった。まさにこの理由のために、黄色・緑色新聞がまだ幼い人民の勝利をその中に喜んで沈めようとする誹謗・中傷の奔流をせき止めるための非常措置がとられたのであった。

新しい秩序が強固になりだしたに——出版に対するあらゆる行政的干渉は廃止され、出版に対しては、この点でもっとも開かれた進歩的な法律にしたがつて法廷の前で責任を問う、という範囲内での完全な自由が確立されるであろう。

しかし、出版の抑圧は危機的な時期においてさえも絶対に必要とされる範囲内でのみ許されるということを考慮して、人民委員会議

は次のことを決定する。

出版に関する一般規定

1 次のような新聞のみを閉鎖すべきである。①労農政府に対する公然たる反抗または不服従を呼びかけるもの。②明白に中傷的な事実の歪曲によって騒乱をおおるもの。③明白に犯罪的な、つまり刑事上可罰的な性格の行為を呼びかけているもの。

2 新聞の差し止めは、一時的であれ、永久であれ、人民委員会議の決定に基づいてのみ行われる。

3 この規定は、一時的な性格をもつものであって、社会生活のノーマルな状態の到来の後には、特別な訓令によって破棄されるであろう。¹⁾

この人民委員会議の「出版に関する布告」(以下では「布告」と略)については、次の五つの特徴を指摘することができる。

第一に、「出版の自由」を階級的な概念として理解していることである。軍事革命委員会が革命直後にとった「反革命新聞」抑圧の措置に対して、反対派は「出版の自由」の侵害であると批判していた。「布告」は、この見解を「自由主義的な出版の自由」と呼び、結局は「有産者階級のための自由」でしかないと断定している。

第二は、「ブルジョア新聞」を爆弾や機関銃と同じように危険

な「武器」とみなしていることである、もちろん、これは「危機的な時期」の判断であるが、この考え方によると、「危機的な時期」には軍事戦もイデオロギー闘争も闘い方においては区別されないことになる。

第三は、「反革命新聞」抑圧の措置の一時的性格を強調していることである。「布告」では、軍事革命委員会の出版規制措置を「非常措置」と呼び、さらに秩序が安定すれば行政的干渉を廃止すると述べている。これは、軍事革命委員会や人民委員会議による出版に対する「行政的規制」があくまでも「非常措置」であり、本来は「司法的規制」という条件の下で出版の完全な自由を実現しようとするものといつてよいであろう、ただし、この場合の「司法的規制」がいかなるものであるのか、出版の完全な自由の下では「ブルジョア新聞」や「小ブルジョア新聞」も自由に発行が許されるのか、ということは「布告」の文言からだけでは明確ではない。いずれにせよ、「行政的規制」が「非常措置」であるかぎり、「布告」自体も「臨時規定」という位置づけになるはずである。それ故、「出版に関する一般規定」第三項で、この規定の破棄について述べているのである。

第四は、閉鎖される新聞の対象を限定していることである。一〇月二六日の軍事革命委員会の「出版問題に関する決議」で

は、「すべてのブルジョア新聞」が閉鎖の対象であった。ところが、「布告」では、「出版に関する一般規定」第一項で三つの基準を示している、これによって、新聞の閉鎖の基準にいくらか絞りがかかれたといつてよいであろう。しかし、同時に、「布告」では出版規制の対象を「ブルジョア新聞」に限定しているわけではないので、「小ブルジョア新聞」でもこの三基準のいずれかに該当するものは、今後閉鎖されることになる。

第五は、新聞閉鎖の決定権が人民委員会議に独占されることである。「布告」以前は新聞閉鎖の決定権は、軍事革命委員会にあったが、「布告」以後はこれが人民委員会議に移されたのである。ただし、実際にこの決定権を行使していたのは、人民委員会議ではなく、ソヴェト附置出版問題委員部であった。(本稿の第三章第三節参照。)

「布告」の採択された翌日の一〇月二八日、人民委員会議は特別の布告を採択して、「布告」採択までに行なわれたペトログラード軍事革命委員会の新聞閉鎖措置を有効であると追認した⁽²⁾。それでは、この「布告」に対して、各党派はどのような態度をとったのであろうか。すでに見たように、軍事革命委員会が若干の「ブルジョア新聞」を閉鎖したとき、この措置を「出版の自由」に対する侵害であるとする批判が出されていた。この

批判は、カデットのようないわゆる「ブルジョア政党」からだけでなく、エスエルやメンシエヴィキからも出されていた。たとえば、エスエルの『デエーロ・ナローダ』は、「抑圧の開始、その後で自由を」という論説で、「布告」がツァーの出版法令と酷似していると批判していた。「布告の論拠とその内容は……こつけないままで……精神、術語にいたるまで、まるつきり専制主義政府の論証に生き写しではないか」^③。同様の批判をメンシエヴィキ系の機関誌『ラボーチャ・ガゼータ』、『ノヴァヤ・ジーズニ』、『デエニ』も行なっていた。^④その背景には、「布告」の採択（二〇月二七日）から全ロシア・ソヴェト中央執行委員会での「布告」の審議（二一月四日）までの間に、ペトログラードで『ゴロス・ソルダータ』の他に三紙のメンシエヴィキ系の新聞が閉鎖されていたという事情もある。^⑤また、メンシエヴィキの影響下にあった印刷労働組合も「布告」に反対していた（本稿の第二章第三節参照）。

一方、ソヴェト権力を支持しているエスエル左派は、当初は「布告」に反対していたわけではなかった。すなわち、「布告」が人気委員会議で採択された同日（一〇月二七日）に、それは全ロシア・ソヴェト中央執行委員会の会議で読み上げられたが、その時はポリシエヴィキはもちろんのこと、エスエル左派

からも批判や抗議は出されなかった。^⑥

ところで当時は、政権構想としてすべての社会主義諸政党からなる「統一社会主義政府」の形成という主張があった。全ロシア・ソヴェト中央執行委員会の会議の前日（二一月三日）に、この交渉のために各党派の代表者による協議会が開かれていた。そこで、メンシエヴィキのP・アブラモヴィッチとJ・マルトフは、ソヴェト政府が「逮捕とブルジョア新聞の閉鎖を中止しないかぎり、いっさい交渉はしない」という最後通牒をつきつけていた^⑦のである。ポリシエヴィキの中にはこの点を考慮して、「布告」に反対する者も現われた。また、エスエル左派も「統一社会主義政府」を主張していたが、彼らは「政治的テロル」に反対するという観点から「布告」を批判するようになった。こうした状況の中で、二一月四日、全ロシア・ソヴェト中央執行委員会の会議で出版問題が審議された。^⑧その焦点は、二〇月二七日に人民委員会議によって採択された「布告」を承認するかどうかをめぐるものであった。「布告」の立場から出版規制に賛成したのはレーニンとトロツキーを中心とするポリシエヴィキ主流派であり、反対したのはエスエル左派とポリシエヴィキ反対派であった。

まず最初に問題を提起したのは、旧メンシエヴィキで一〇月

革命直前にポリシエヴィキに入党した H・ラーリンであった。彼は、憲法制定会議の選挙の時期が近づいている今こそ、出版に関する状況を改善する必要があると主張した。もともと彼は、出版は私的な領域に属するものであり、それを市民から剝奪することはできないと考えていた。⁽⁹⁾「出版に対してとられた措置は、闘争の現実的な過程では正当化されうが、今は違う。出版は、それが転覆や暴動を扇動しないかぎり、自由であるべきだ。あらゆる種類の検閲は完全に除去されねばならない」。⁽¹⁰⁾そして、ラーリンは次のような決議案を提出した。「1. 人民委員会議の出版に関する布告は破棄される。2. 政治的弾圧の手段は、代表された各政党の常員数に比例した全ロシア・ソヴェト中央執行委員会によって選出される特別法廷の許可にしたがってのみ行使できる。この法廷は、すでに行なわれたいっさいの逮捕、新聞の閉鎖等をも再審査する権限を有する」。⁽¹¹⁾これは、エスエル左派だけでなく、一部のポリシエヴィキからも嵐のような拍手をもって迎えられた。⁽¹²⁾

これに対して、レーニン派を代表する全ロシア・ソヴェト中央執行委員会の書記の B・A・アヴァネソフが発言した。彼は、出版の自由の問題と国内の政治情勢全般との直接的な関係を描き、現在ロシア全体で起こっていることを考慮にいれて、こ

の問題を解決することが必要だと強調した。「闘争が本当に終わり、われわれが通常の生活様式に移ることのできる時期が来たのだろうか」。⁽¹⁴⁾彼の答えはもちろん否であった。さらに彼は、古いブルジョアのおよびブルジョア的な自由の概念を否定した。「まず、われわれが土地所有者から土地を解放したように、新聞は資本主義的抑圧から解放されねばならない。そして次に、われわれは資本家だけでなく、すべての勤労者に奉仕するような、自由を宣言する新しい社会主義的な法規を布告することができ」。⁽¹⁵⁾そして彼は、ポリシエヴィキ・フラクションの名で、次のような決議案を朗読した。

ブルジョア新聞の閉鎖は蜂起と反革命的企図の弾圧における純粹に戦闘上の要求によつてのみ必要とされたのではなく、出版の分野における新しいレジーム、すなわち、資本家——印刷所と用紙の所有者——が世論の専制的製造者となりえないようなレジームを確立するための必要な過渡的措置でもあった。

その次の措置は、私営印刷所と用紙を接収し、諸党派・諸グループがそれぞれの現実的な思想の力量に依じて、つまり、それぞれの支持者の数に比例して、出版の技術的手段を利用しようように、それらを中央・地方ソヴェト権力の所有に引き渡すことではなければならない。

いわゆる「出版の自由」の復活、すなわち、資本家と人民の意識の害毒者への印刷所と用紙の単なる返還は、資本の意思に対する許しがたい屈伏であり、労働革命のもっとも重要な拠点の一つの明け渡し、すなわち、無条件に反革命的性格をもつ措置である。

上述のことから、全ロシア・ソヴェト中央執行委員会は、出版の事業における旧レジームの復活に傾斜したいつさいの提案を断固として拒否し、小ブルジョアの偏見に基づく、あるいは直接反革命的ブルジョアジーの利益に奉仕しようとする立場に基づく要求や強請に反対し、この問題において無条件に人民委員会議を支持するものである。⁽¹⁶⁾

この決議の朗読は、エスエル左派からの皮肉な叫び声やポリシェヴィキ反対派の憤激の爆発によって妨害された。⁽¹⁷⁾

ここで、エスエルのカレガーエフが発言した。「新聞に対する抑圧的な措置をとることによって、社会を資本主義のくびきから解放することはできない。……ポリシェヴィキは、人民の意識が印刷された言葉によって毒されると述べるとき、彼らは大貴族管理地区(земства)〔の編集者〕の観点と一致しているのである」。⁽¹⁸⁾

次に、J・トロツキーが演説を行なった。彼は内乱中の出版と勝利後の出版とを区別していた。まず前者については、「内戦

の状況では、他の新聞を禁止するのは正当な措置である」と主張した。勝利後の出版の問題については次のように述べた。「われわれが最終的に勝利したとき、出版に対するわれわれの態度は、商業の自由に対する態度と同じになるだろう。……われわれは、印刷所と印刷用紙のストックを接收し、社会化しなければならぬ」。⁽²⁰⁾ その上で「市民の各団体は、印刷所と用紙に近く権利(アクセス権)をもつべきである。……活字と用紙の所有権は、まず第一に労働者と農民に帰属し、その後初めて少数派であるブルジョア諸党派に帰属する」(「および傍点は引用者」)。

これに対して、エスエル左派のカレーリンは、自らの出版の自由は主張しておきながら、他人の出版の自由は容赦しないと、いうポリシェヴィキの思考方法を、「ホッテントットの道徳」と呼んで批判した。また、支持者の数に比例した印刷・出版手段の配分については、「これは思想自体の社会化のようなものである」と述べた。「はじめはわれわれも正当だと認めていたこの制裁を適用し続けるならば、人民の運動に損害をもたらすであろう」。⁽²¹⁾

これらを受けて、レーニンが登場した。彼は、内乱はまだ終わっていないという情勢認識を示した上で、「敵対的行動をやめ

なかつた敵に対する追求の措置をわれわれはどうして中止するだろうか?」と反対者たちに迫った。「権力を掌握すれば、ブルジョア新聞を発行停止するとわれわれはかつて表明していた。こういう新聞の存在を大目に見ることは、社会主義者ではなくなることを意味している。ブルジョア新聞の発行を開始せよ」と言う者は、われわれが全速力で社会主義に向つて進んでいることを理解していないのである」。「ブルジョア新聞」の閉鎖が歴史的に合法的な措置であるということを証明するため、彼は二月革命の経験を引き合いに出した。当時、ペトログラード・ソヴェトは、労働者の圧力の下でいくつかの「黒百人組・君主主義者」の新聞の発行を禁止し、首都の報道機関に対して一定の統制を行つていた。すなわち新聞と雑誌の編集者はそれを発行するための許可が必要とされ、その許可は「革命運動を妨げない」という条件つきであつた。⁽²⁶⁾「ツァーリズムが打倒された後、ツァーリズムの新聞は閉鎖されたではないか。今やわれわれはブルジョアジーのくびきを投げ捨てた」のだから、「二―三月に黒百人組の新聞に対してとつた態度と同様な態度をブルジョア新聞に対してとらなければならぬ」。⁽²⁷⁾さらに彼は、内乱終結後の出版レジームにも言及している。「これらの基本的物資(印刷所・インク・用紙)は、ソヴェト政府の所有物

にしなければならず、その投票員数に厳密に比例して何よりもまず社会主義諸政党に割り当てられなければならない」。⁽²⁸⁾

これに対して、エスエル左派のマルキンは、革命の道徳性を強調した。「われわれにとつて社会主義とは物質的な幸福のための闘いであるだけでなく、人間の最高の道徳的価値のための闘いでもある」。「武器による批判ではなく、批判の武器を、これが自由なロシア共和国でのスローガンであるべきだ」。⁽²⁹⁾そして彼はレーニンを次のように批判した。「あなたは、社会主義運動からその道徳的力を奪うことによつて、この運動に恥辱を与えている」。⁽³⁰⁾

こうした討論の後、採決が行なわれた。「出版に関する布告」の破棄を要求するラーリンの決議案は、賛成二二、反対三一で否決され、ポリシエヴィキ・フラクシヨンの決議案は、賛成三四、反対二四、保留一で可決された。⁽³¹⁾これに対してエスエル左派は、「今中央執行委員会の多数によつて採択された出版についての決議は、政治的テロルの体系および国内戦の放火の明白かつ決定的な表明である」と声明し、軍事革命委員会その他いつさいの責任あるポストから辞任した。⁽³²⁾さらに、人民委員一四名のうち、ノーギン、ルイコフ、ミリューチン、テオドロヴィッチ、シュリアブニコフの五名が、次の宣言文を発表し、人民委

員会議から辞任した。「われわれは、ソヴェトのすべての政党から社会主義政府をつくるのが決定的に重要であるという見地に立っている。……純粋なポリシェヴィキ政府は、政治的テロによって自らを維持する以外には選択できないとわれわれは考える。これが、人民委員会議のとった路線である。われわれは、この路線に従うことはできない」⁽³³⁾。出版問題委員のデルブイシェフと国営印刷所コミッサールのアルゾフを含む六名のポリシェヴィキ・コミッサールもこの宣言文に署名した⁽³⁴⁾。また、カーメネフ、ジノーヴィエフ、ルイコフ、ノーギン、ミリューチンはポリシェヴィキ党中央委員を辞任した⁽³⁵⁾。ポリシェヴィキ反対派は、党の決定に違反してまでも「統一社会主義政府」の路線に固執し、そして敗北したのであった。こうして、「ブルジョア新聞」の出版規制の方針は、ソヴェト権力内の強い抵抗を受けながらも決定されたのである。

それではここで、「出版問題についての決議」（以下、単に「決議」と略）の意義を確認しておこう。第一に、「ブルジョア新聞」の閉鎖の理由が明らかにされた。「ブルジョア新聞」の閉鎖は、「蜂起と革命的企図の弾圧の時期における純粹に戦闘上の要求によってのみ必要とされた」だけでなく、「出版の分野に新しいレジーム……を確立するための必要な過渡的措施でもあつ

た」のである。後者は「布告」にはない新しい理由づけである。第二に、新しい出版レジームの政治的本質が述べられている。それは、「資本家——印刷所と用紙の所有者——が世論の専制的製造者となりえないようなレジーム」である。すなわち、新しい出版レジームは出版を資本のくびきから「解放」することにこそあつた。第三に、新しい出版レジームを創造するプロセスが述べられている。それは、「ブルジョア新聞」の閉鎖↓印刷所と用紙の接収（国有化）↓その各党派・グループへの比例配分というプロセスである。これは、一〇月革命前のレーニンの構想そのものである。第四に、「出版の絶対的自由」の「階級の本質」を規定している。すなわち、印刷所と用紙を資本家に返還することは「無条件に革命的な性格をもつ措置」とされた。

この他に第五として、人民委員会議に独自の立法権があるということが、全ロシア・ソヴェト中央執行委員会によって事実上追認されたという点も重要である。以前から、臨時労働政府である人民委員会議が法的拘束力をもつとされる布告（——）を公布する権限を持っているという点に対しては、エスエル左派から批判が出されていた。全ロシア・ソヴェト中央執行委員会は、この点について、「決議」で「人民委員会議を無条件に支持する」という形で、人民委員会議が全ロシア・ソヴェト中

中央執行委員会の事前の承認なく採択した「布告」の法的効力を事後承認したのである。

次に「布告」と「決議」を比較検討しておこう。藤田氏はかつて次のように述べていた。一〇月二七日の布告が『非常事態』による『一時的措置』だと留保している点も、内乱という事態が終息し、正常な事態に復したばあいにはブルジョア新聞の自由も完全に復活するという意味ではなく、ブルジョア新聞の閉鎖↓出版の物的手段の社会化↓新しい出版レジームの確立という基本的コースを前提としたうえで、布告に規定するような出版規制がこの新しい出版レジームのもとでは不要になるとしたものと解される⁽³⁶⁾。この見解は、「決議」の地点に立つて「布告」を読み返しているといつてよい。この説は、後になって若干の留保はされたものの、基本的には変えられていない⁽³⁷⁾。また、オココフは、「全ロシア・ソヴェト中央執行委員会は、ポリシエヴィキ・フラクシヨンの決議を一月四日(一七日)に採択する際、布告のもつとも重要な命題を補足・補強した⁽³⁸⁾」と述べている。

これに対して、森下氏は「布告」から「決議」への転換に注目している。「ソビエト政権による出版規制の論拠は二つあった。一つは、内戦過程においては敵階級の言論の抑圧は不可避

であるというものである。この観点からすれば、出版規制は一時的なやむをえざる措置だということになる。しかし、もう一つの理由によれば、社会主義政権下においてブルジョア的な出版が否定されるのは当然の措置であり必要悪などではなく積極的な善であった。ソビエト政権による出版規制の理由づけは、この二つの矛盾する論理を、前者から後者へと急速に移行していくが、先の『出版についての布告』は、いまだ前者の立場にとどまっていた⁽³⁹⁾。「しかし出版規制を必要悪とみなすこのような控え目な態度は、次の段階でただちに捨て去られることになる。出版規制は一時的なものにとどまらず永久化し、来るべき出版の『完全な自由』なるものも、完全に意味転換していくのである⁽⁴⁰⁾」。

「布告」の署名者レーニンは、当初から藤田説の立場をとつていたといつてよいであろう。それは、第一章で見たレーニンの「出版の自由論」から明らかである。したがって、レーニンの立場から解釈すれば、「決議」は「布告」の補足・補強であり(オココフ説)、「決議」を基準にして「布告」を読み直すこと(藤田説)も可能であろう。しかし、「布告」と「決議」を読み比べてみると、やはり両者の間には力点の置き所に微妙なずれが見られる。すなわち、法としての論理に注目するならば、やはり

両者の違いを無視するわけにはいかない（森下説）。

そこで両者の違いを見ておこう。第一の違いは、「ブルジョア新聞」を正当化する理由づけである。「布告」では「反革命新聞」に対して一連の措置をとることをよぎなくされた（傍点は引用者）とし、これを「非常措置」と呼んでいた。一方、「決議」では、「ブルジョア新聞の閉鎖は、蜂起と反革命的企図の弾圧の時期における純粹に戦闘上の要求によつてのみ必要とされたのではなく、出版の分野における新しい出版レジーム、すなわち、資本家——印刷所と用紙の所有者——が世論の専制的製造者となりえないようなレジームを確立するための必要な過渡的措置でもあった」のである。すでに述べたように、後者の理由は、「布告」にはない「決議」独自のものである。第二の違いは、出版レジームの構想についてである。「布告」は、「出版に対するあらゆる行政的干渉は廃止され、出版に対してはこの点でもつとも開かれた進歩的な法律にしたがって法廷の前で責任を問うという範囲内で完全な自由が確立される」としている。ところが「決議」では、私的な出版手段を接収し、それをソヴェト権力の所有に引き渡した上で、諸団体に比例配分するという構想が示されている。この点は「布告」にはない。「布告」では、出版規制は非常事態のもとでは必要であるが、非常措置であるが

ゆえに秩序が平常に戻れば出版規制は不必要になり、あらゆる行政的規制を廃止するのは当然であった。しかし、「決議」によれば、当初から新しい出版レジームの確立が目的であったから、出版規制はそのための前提課題として位置づけられている。結局「決議」がもつとも強調したかったのは、「出版の自由」の階級的把握であり、それは出版を資本のくびきから「解放」するために出版手段を国有化することである。これは、レーニンが一月四日の全ロシア・ソヴェト中央執行委員会の会議に提出する予定であった「出版の自由についての決議案」に端的に表明されていた。「労働政府は、資本の圧迫の下から定期刊行物を解放し、製紙工場と印刷所を国家の所有に移し、一定の數（たとえば一万人）に達した、それぞれの市民グループに、用紙ストックの相当分と印刷労働の相当量とを利用する平等な権利を与えることを、出版の自由と解している」⁽⁴⁾。これが、レーニンたちボリシェヴィキ主流派の「出版の自由」の構想だったのである。

以上をまとめると、出版規制の正当化の理由は、「布告」ではよぎなくされた非常措置という消極的な理由であったものが、「決議」では新しい出版レジームの確立のために必要な過渡的措置、というより積極的な理由に転換しているのである。前者が森

下氏の言うように「必要悪」とまで言い切れるかどうかは問題が残るにしても、やはり消極的な必要性から積極的な必然性へと、出版規制の意味づけに変化が見られるといつてよい。こうして、出版規制の正当化の理由について、「布告」は「決議」によって新たな意味が付与されたのである。したがって、ロシア一〇月革命期における出版規制政策の原理は、「決議」によって確定されたといつてよいであろう。ただし、新聞閉鎖の基準について「決議」は何も述べていないから、「布告」の三基準のままだといえる。

さて、「決議」の採択後も、「ブルジョア新聞」の復活を含む「出版の自由」が引き続き問題になっていた。新政府の形成に関する政党間の交渉において、メンシエウイキ党中央委員会は、交渉継続のための原則の一つとして「出版の自由」の回復を要求していた。これに対して、全ロシア・ソヴエト中央執行委員会は次のような「他の諸政党との交渉継続に関する決議」を採択した。中央執行委員会は、「レーチ」「ノヴォオエ・ウレーニキヤ」等を除く、すべての新聞は自由に発行することができるということを確認する⁽⁴⁾。この決議は、メンシエウイキが要求する「出版の絶対的自由」は拒否するが、閉鎖される新聞があくまで「布告」の三基準に該当する「反革命新聞」だけであることを再確

認したのであった。この決定にもかかわらず、ボリシエウイキ主流派による出版規制に対しては、その後も根強い反対が展開されることになる。

- (1) *Декреты Советской власти*, т. 1., М., 1957, с. 24-25.
- (2) там же, с. 539.
- (3) *Дело народа*, 30 октября 1917г.
- (4) См. А. 3. Окопов, *Октябрь и крах русской буржуазной прессы*, М., 1970, с. 180.
- (5) там же, с. 357-358.
- (6) там же, с. 181.
- (7) *Ленин*, т. 35, с. 75. 第二六卷三二四頁。
- (8) この議論は次のものによつて見ることができ、筆者は参照できなかった。*Протоколы заседаний ВЦИК Советов р. с. кр. и каз. Делустанов II созыва*, М., 1918, с. 23-28. この議事録は英訳された。John L. H. Keep (trans. and ed.), *The Debate on Soviet Power: Minutes of All-Russian Central Executive Committee of Soviets. second convocation, October 1917-January 1918*, Oxford University Press, 1979. 本稿では、主に

- これに依拠しながら、当時の『イズヴェスチヤ』『プラウダ』その他で補った。
- (9) Keep, op. cit., (not. 8), p. 68
- (10) *Известия*, 5 ноября 1917г.
- (11) Keep, op. cit., (not. 8), p. 68
- (12) *ibid.*, pp. 68-69 ; *Известия*, 5 ноября 1917г.
- (13) J. Reed, *Ten days that shook the world*, New York, 1960, p. 353. シモン・リード (原光雄訳) 『世界をゆるがした十日間』下(岩波文庫・一九五七年) 九八頁。
- (14) Keep, op. cit., (not. 8), p. 69
- (15) *ibid.*, p. 70.
- (16) *ibid.*; *Правда*, 18(5) ноября 1917г., No.181; *Декреты Советской власти*, т.1.М.,1957, с.43-44.
- (17) Reed, op. cit., (not. 13), p. 355. 邦訳一〇〇頁。
- (18) Keep, op. cit., (not. 8), p. 71 ; *Известия*, 5 ноября 1917г.
- (19) Keep, op. cit., (not. 8), p. 71 ; *Известия*, 5 ноября 1917г.; Л. Троцкий сочинения, III(2), с.104.
- (20) Keep, op. cit., (not. 8), p. 71 ; Л. Троцкий сочинения, III(2), с.104.

- (21) Reed, op. cit., (not. 13), p. 356. 邦訳一〇〇頁。ただし、この発言は議事録にも『イズヴェスチヤ』にも『トロツキー著作集』にもない。
- (22) Keep, op. cit., (not. 8), p. 72 ; *Известия*, 7 ноября 1917г. 「ホツセントットの道徳」とは、私の妻が盗まれるのは悪いことだが、私が他人の妻を盗むのはよいことだというものらしい。カレーリンは、これをホリシエウイキの「出版の自由」に対する態度になぞらえて批判したのである。
- (23) Keep, op. cit., (not. 8), p. 73.
- (24) *ibid.*; *Известия*, 7 ноября 1917г.
- (25) Keep, op. cit., (not. 8), p. 74 ; *Известия*, 7 ноября 1917г.; Ленин, т. 35, с. 54. 第二六卷二九二頁。
- (26) Огороков, указ. соч., (прим. 4), с. 187.
- (27) Keep, op. cit., (not. 8), p. 75 ; *Известия*, 7 ноября 1917г.; Ленин, т. 35, с. 54-55. 第二六卷二九二—二九二頁。
- (28) Reed, op. cit., (not. 13), p. 357. 邦訳一〇一頁。このレーニンの発言は、議事録にも『イズヴェスチヤ』にも『レーニン全集(第五版)』にもない。この点について、J.

リードの著書の注釈者であるB・D・ボルフェは次のように述べている。「なんらかの理由で、リードによって報告された発言は、レーニン全集に見られるものとは大きく異なっている。リード版は、オリジナルのものより、より本質的かつ論理的であるが、オリジナルのものほど威嚇的ではない」。ibid., p. 357. いずれにしても、「リードの記録によれば、内乱後の出版レジームにおいて、『ブルジョア政党』にも出版手段を配分するかどうかについては、それを認めるトロツキーとそれを明言していないレーニンとの間に違いがあったかのように読みとれる。これは検討が必要であらう。

- (29) Keep, op. cit., (not. 8), pp. 75-76. *Издательство*, 7 ноября 1917г.
 (30) Keep, op. cit., (not. 8), p. 76.
 (31) ibid.
 (32) ibid., p. 77
 (33) ibid., pp. 77-78.
 (34) ibid., p. 78.
 (35) J. Bunyan, H. H. Fisher (ed.), *The Bolshevik revolution, 1917-1918*. Stasford University Press, 1961.

pp. 203-204; *Дело народа*, 6 ноября 1917г.

- (36) 藤田勇『ソビエト法史研究』(東京大学出版会・一九八二年)一五一頁。
 (37) 藤田勇『社会主義と自由』問題の史的考察(一)、『科学と思想』№58(一九八五年)一〇一―一二頁。
 (38) Окопков, указ. соч., (прим. 4), с. 189.
 (39) 森下敏男『ソビエト憲法理論の研究』(創文社・一九八四年)二〇〇頁。
 (40) 同前二〇一頁。
 (41) Жуков, т. 35, с. 51. 邦訳第二六卷二八八頁。
 (42) P・ケネツは「一月四日の中央執行委員会の会議は、革命の歴史における転換点であった」と指摘している。P. Kenz, „Lenin and freedom of press”, in: A. Gleason, P. Kenz, R. Stiles (ed.), *Bolshevik Culture*, Indiana University Press, 1989, p. 139.
 (43) *Декреты Советской власти*, т.1, М., 1957, с. 52.
 (一九九〇年五月末日脱稿・一九九一年一月二日校了)

※本稿は、文部省科学研究費補助金による研究成果の一部であらう。

Развёртывание ограничительной печатной политики
в российской Октябрьской революции (1)
— о репрессии “контрреволюционной газеты” —

Масахиро Асо*

Введение

1. задача
2. обстоятельство исследования

Глава 1 Теория и практика “свободы печати” накануне Октябрьской революции

1. печатный режим накануне Октябрьской революции
2. В. И. Ленин о “свободе печати”
3. логика ограничения свободы и форма переход революции

Глава 2 Административное ограничение к “контрреволюционной газеты”

1. ограничение печати ВРК
2. “декрет о печати” и “резолуция по вопросу о печати”
3. печатники против ограничения печати
4. ограничение материально - технической средства печати
5. ограничение печати в первом периоде Москва

Глава 3 Введение “юстиционной ограничения” революционным трибуналом

Глава 4 Переговоры в административное ограничение

Заключение

* Стипендиат для Японского младшего ученого,
юридический факультет Хоккайдского университета